

令和4年度

(令和3年度事業対象)

忠岡町教育委員会 点検・評価報告書



令和4年9月
忠岡町教育委員会

はじめに

平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され（平成20年4月施行）、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定されました。

この規定により、平成20年4月1日から、すべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられました。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされました。

忠岡町教育委員会は、この規定を受け、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について報告書をまとめるとともに、これを公表します。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

目 次

I	忠岡町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書	
1.	目的	1
2.	点検・評価の方法	1
3.	外部評価委員（学識経験者）の知見活用	2
II	忠岡町教育委員会の教育行政・教育財政	
1.	教育行政	3
2.	教育財政	7
III	事務事業評価シート	
1.	令和3年度事務事業評価シート一覧（通常事業）	8
	//（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関連事業）	9
2.	個別シート	10
3.	評価委員の意見（外部評価）	27
	【資料編】	
•	忠岡町教育大綱	資料1
•	忠岡町教育基本方針（令和3年度学校園における指導の方針）	資料2
•	教育委員会の組織と事務局職員（令和4年4月1日現在）	資料18
•	教育委員会事務局事務分掌	資料18
•	忠岡町教育委員会事務の管理及び執行の状況に関する点検及び 評価のための教育委員会評価委員設置要綱	資料21
•	忠岡町教育委員会事務事業点検・評価実施要領	資料22

I 忠岡町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書

1. 目的

教育委員会は、首長から独立した立場で、地域の学校教育、社会教育等に関する事務を担当する行政機関として、すべての都道府県及び市町村等に設置されている行政委員会です。

その役割は、専門的な行政官で構成されている事務局を様々な属性を持った複数の委員による合議により指揮監督し、中立的な意思決定を行うものとされています。

教育委員会が、教育に関する事務の執行状況を点検・評価することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たし、信頼される教育行政を推進することを目的としています。

2. 点検・評価の方法

(1) 「忠岡町教育委員会事務事業点検・評価実施要領」に基づき、教育委員会が選定した事務事業ごとに、その「必要性」「有効性」「効率性」について基本的な評価を行い、これをもとに今後の方向性として総合評価を行いました。

(2) 評価基準

①基本評価（必要性・有効性・効率性）の基準は次のとおりとする。

評価基準	評価の視点	評価
必要性	・町が関与する妥当性はあるか。 ・町民ニーズはあるか。 ・時代の変化に適應しているか。	左記の内容について、5段階で自己評価を行う。
有効性	・目標どおりの成果がでているか。 ・他に類似事業はないか。 ・単位当たりコストは妥当か。	
効率性	・コスト削減の余地はないか。 ・負担割合は適正か。 ・最小の経費で最大の効果を挙げているか。 ・同種の事務事業を実施している自治体や民間企業と比べて手法は効率的か。	

②総合評価（今後の方向性）の基準は次のとおりとする。

総合評価	理 由
S：拡 充	十分な事業水準にあり、かつ将来への必要度も高く、今後も拡充が必要
A：継 続	一定の事業水準にあり、今後も更なる効率化を図りつつも、現在の事業水準を維持
B：要検討	事業の必要性はあるが、その手法・執行体制等の課題を整理し検討が必要
C：要改善	課題が明確であり、今後、改善に取り組む必要がある
D：廃 止	事業を廃止（または休止）する

令和3年度事務事業評価については、通常事業分として13事業、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関連事業分として4事業の合計17事業についての評価を行い、うち16事業がA評価、1事業がC評価となっています。（各事業の詳細については、8ページ以降に掲載）

3. 外部評価委員（学識経験者）の知見活用

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定に基づき、点検・評価の実施及び報告書の作成に当たっては、外部評価委員より総合的な観点からご指導・ご助言をいただきました。新型コロナウイルス感染症の拡大防止等の観点から昨年度に引き続き、書面での開催となりました。

忠岡町教育委員会評価委員名簿

氏 名	備 考
山岡 利夫	元薫英学園評議員、薫英学園かおり幼稚園長
吉美 学	大阪体育大学教育学部教授兼教職支援センター次長

Ⅱ 忠岡町教育委員会の教育行政・教育財政

1. 教育行政

(1) 教育委員会

教育の中立と教育行政の安定性を確保し、教育・文化の振興を図るため、忠岡町の教育に関する業務は、町長から独立した行政委員会である教育委員会が担っています。

忠岡町教育委員会は、教育長と5人の委員で構成されています。教育長は教育行政に関する識見を有する者のうちから、委員は教育学術及び文化に関する識見を有する者のうちから、それぞれ議会の同意を得て町長が任命します。任期は教育長が3年間、委員が4年間です。

(2) 教育委員

令和3年度

氏 名	職 名	最初の就任年月日	任 期 満 了 日	備 考
富本 正昭	教育長	平成27年4月1日	令和6年3月31日	
安明 明子	委 員	平成22年10月1日	令和4年9月30日	職務代理: 令和3年4月1日～
井手 和代	委 員	平成23年10月1日	令和5年9月30日	
新田 哲也	委 員	平成29年1月1日	令和6年12月31日	
谷野しづこ	委 員	令和2年4月1日	令和6年3月31日	
竹林 正訓	委 員	令和3年4月1日	令和5年9月30日	

(3) 教育委員会議

教育委員会議は毎月開催しています。令和3年度は定例会議を12回、臨時会議を1回、議案19件、報告35件を審議承認しています。各会議の議決案件等は次のとおりです。

開 催 日	区 分	議案番号	審議議案・報告事項
令和3年4月21日	定例会	6	令和3年第1回忠岡町議会臨時会議案教育委員会関係事項について 案件1 請負契約締結について（（仮称）東忠岡地区認定こども園整備工事）
		7	忠岡町立忠岡中学校生徒指導主事等の任命について

		報告事項 ・教育長職務代理者の指名について ・行事等報告について ・町立各学校園保育所行事について ・忠岡町教育委員会事務局所属職員の異動について ・忠岡町立学校教職員の異動について ・令和3年度忠岡町一般会計予算（教育関係）について ・忠岡中学校卒業生（第73期：令和3年3月卒業）進路状況について	
令和3年5月26日	定例会	報告事項 ・行事等報告について ・町立各学校園保育所行事について	
令和3年6月22日	定例会	8	忠岡町教育委員会事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価のための教育委員会評価委員の委嘱について
		報告事項 ・行事等報告について ・町立各学校園保育所行事について ・令和3年第2回忠岡町議会定例会議案教育委員会関係事項について	
令和3年7月20日	定例会	9	令和4年度使用中学校教科用図書の採択について
		10	令和4年度使用小学校教科用図書の採択について
		報告事項 ・行事等報告について ・町立各学校園保育所行事について	
令和3年8月25日	定例会	11	令和3年度全国学力・学習状況調査の結果公表について
		報告事項 ・行事等報告について ・町立各学校園保育所行事について	
令和3年9月24日	定例会	12	令和4年度大阪府新学力テスト（小学生すくすくウォッチ）の参加について
		13	忠岡町教育委員会点検・評価報告書について
		14	忠岡町教育委員会後援名義の使用申請について
		報告事項 ・行事等報告について ・町立各学校園保育所行事について ・令和3年第3回忠岡町議会定例会議案教育委員会関係事項について	
令和3年10月26日	定例会	報告事項 ・行事等報告について ・町立各学校園保育所行事について	
令和3年11月22日	定例会	15	令和4年度忠岡町立小・中学校教職員人事基本方針について
		報告事項 ・行事等報告について	

		・町立各学校園保育所行事について	
令和3年12月22日	定例会	16	令和4年忠岡町教育委員及び教育委員会関係諸行事について
		17	令和4年度全国学力・学習状況調査への参加について
		報告事項	・行事等報告について ・町立各学校園保育所行事について ・令和3年第4回忠岡町議会定例会議案教育委員会関係事項について
令和4年1月24日	定例会	1	教育長の臨時代理事項について
		2	令和4年第1回忠岡町議会定例会議案教育委員会関係事項について 案件1 忠岡町基金条例の一部改正について
		報告事項	・行事等報告について ・町立各学校園保育所行事について
令和4年2月22日	定例会	3	令和5年以降の忠岡町成人式の開催方針について
		報告事項	・行事等報告について ・町立各学校園保育所行事について ・令和3年度町立各学校園保育所の卒業式・卒園式について ・令和4年度市町村教育委員会に対する指導・助言事項について
令和4年3月24日	定例会	4	令和4年度忠岡町教育基本方針について
		5	令和4年度中学生チャレンジテストへの参加について
		6	忠岡町スポーツ推進委員の委嘱について
		7	教育委員会規則の改正について
		報告事項	・行事等報告について ・町立各学校園保育所行事について ・令和4年度町立各学校園保育所の入園式・入学式について

(4) 総合教育会議

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4の規定に基づき、町長と教育委員会（教育長及び教育委員会委員）で構成される会議です。教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している町長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るものです。

回 数	開 催 日	議 題
第1回	令和4年1月24日	1. 学校ICT化の進捗状況について 2. 適応指導教室（ソレイユ）の状況について

(5) 教育委員の活動状況

・研修会等

事 業 名	開催日・場所	内 容
	令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み開催しませんでした。	

・教育委員の関係行事等への参加

令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、成人式を除くすべての行事への参加を取りやめました。

実 施 日	内 容
令和4年1月10日	成人式（教育委員1名のみ参加）

令和3年度は長引く新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止などの影響により、2年続けて様々な行事・イベントの縮小開催や中止など、令和2年度と同様、教育行政における影響が大きい1年でした。町教育委員会としては、教育行政を推進する際に様々な感染拡大防止措置を講じざるを得ない状況の中、子ども達や保護者の皆さまのご理解とご協力の元、出来る範囲での行事の実施を進めて参りました。

令和4年度においても新型コロナウイルス感染症の終息には先が見通せない状況ではありますが、引き続き子ども達の安全確保と教育活動の保障を両立させるべく、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

2. 教育財政

(1) 教育関係費の推移

下表は平成29年度の決算額を基準の指数とした、過去4年間の決算額を各項目別に比較しています。
(単位：千円。百円単位四捨五入値)

	H 2 9 (決算額)	指数	H 3 0 (決算額)	指数	R 1 (決算額)	指数	R 2 (決算額)	指数	R 3 (決算額)	指数
児童福祉費 (A)	495,162	100	770,356	156	553,332	112	609,483	123	767,689	155
教育費総額 (B)	675,271	100	691,413	102	527,215	78	613,146	91	540,572	80
教育総務費	123,743	100	120,790	98	122,477	99	122,875	99	131,909	107
小 学 校 費	236,208	100	87,132	37	118,085	50	189,005	80	151,976	64
中 学 校 費	62,032	100	58,574	94	64,066	103	87,410	141	67,786	109
幼 稚 園 費	93,978	100	91,752	98	95,832	102	79,714	85	78,159	83
社会教育費	149,376	100	324,095	217	118,261	79	126,873	85	103,646	69
保健体育費	9,934	100	9,070	91	8,494	86	7,269	73	7,096	71
※総務管理費 (D)							126,315		18,352	
一 般 会 計 (C)	6,515,585	100	6,839,293	105	6,657,378	102	9,198,507	141	7,515,371	115
A + B / C	18.0%		21.4%		16.2%		13.3%		17.4%	
A + B + D / C							14.7%		17.7%	

※総務管理費については、令和2、3年度において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業費が創設されたため、教育委員会関連経費のみを計上している。

※児童福祉費(A)は、児童措置費及び児童遊園費を除く。

Ⅲ 事務事業評価シート

1. 令和3年度事務事業評価シート一覧

通常事業

事業名	所属	総合評価	掲載頁	備考
(仮称)東忠岡地区認定こども園整備事業	教育みらい課	A	10	
就学前施設給食費助成事業	教育みらい課	A	11	
地域子育て支援センター事業	教育みらい課	A	12	
忠岡小学校屋外トイレ改修工事	教育みらい課	A	13	
忠岡町適応指導教室運営事業	学校教育課	A	14	
学ぶ楽しさを育む推進事業	学校教育課	A	15	
あすなろ未来塾事業	学校教育課	A	16	
外国青年語学指導員配置事業	学校教育課	A	17	
忠岡町英語教育推進事業	学校教育課	A	18	
小学校スクールカウンセラー配置事業	学校教育課	A	19	
忠岡町きめ細やかな指導のための講師配置事業	学校教育課	A	20	
文化会館運営方針見直し事業	生涯学習課	C	21	
団体補助金の返戻	生涯学習課	A	22	

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関連事業

事業名	所属	総合評価	掲載頁	備考
新型コロナウイルス感染症対策事業	教育みらい課	A	23	
学校行事等感染予防対策事業	学校教育課	A	24	
スポーツセンター運営支援事業	生涯学習課	A	25	
感染予防対策事業	生涯学習課	A	26	

2. 個別シート

事務事業評価シート

事業名	(仮称) 東忠岡地区認定こども園整備事業	所属	教育みらい課
-----	----------------------	----	--------

根拠法令・条例・要綱等	建築基準法・地方財政法
-------------	-------------

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略
	基本目標	1 町の将来を担う人材を育てます
	基本施策	1-1 生きる力を培う学校教育の推進
	施策展開の方向	(1) 幼児教育の充実

事業概要	平成28年8月「忠岡町就学前教育・保育に関する基本方針」、平成29年3月「忠岡町幼保一体化推進基本計画」、平成31年3月「(仮称) 東忠岡地区認定こども園整備基本計画」を策定し、令和5年4月の開園に向け、東忠岡地区におけるこども園化を進めていく。	令和3年度決算額
		245,867,000円
期間、成果目標の有無等	令和元年度から令和5年度まで 成果目標は、令和5年4月に認定こども園の開園、令和5年8月に子育て支援センター及び広場の開設	うち特定財源 245,867,000円
		うち一般財源 0円
事業目的	就学前の子どもに関する教育、保育等の一体的な取り組みと、子育て支援の充実を図るため、幼保の連携・一体化について取り組む。	令和4年度予算額
		820,000,000円
事業実績	令和元年度、敷地測量を完了。令和2年度、実施設計、都市再生整備計画、新園舎周辺樹木伐採を完了。令和3年度の工事出来高は24.9%、旧東忠岡幼稚園園舎解体、新園舎コンクリート打設、鉄骨建て方着工を行った。	うち特定財源 820,000,000円
		うち一般財源 0円

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	4	東忠岡地区におけるこども園化において必要な事業である。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	4	東忠岡地区におけるこども園化において必要な事業である。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	4	事務量・事務処理時間等を勘案すると、効率的に処理されている。
	負担割合の適正度		

総合評価	評価	理由
	A	東忠岡地区におけるこども園化において必要な事業であり、令和2年度に入札執行し、こども園整備工事の整備にとりかかることができた。

今後の方向性	令和4年9月に新園舎完成予定。同年10月より幼稚園・保育所の園舎として共用を開始し、令和5年4月から東忠岡地区認定こども園として開園し、最終的に子育て支援センター及び広場を併設する予定で、令和5年8月、東忠岡地区認定こども園として供用を開始する。
--------	---

事務事業評価シート

事業名	就学前施設給食費助成事業	所属	教育みらい課
-----	--------------	----	--------

根拠法令・条例・要綱等	忠岡町就学前施設給食費助成金交付要綱
-------------	--------------------

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略
	基本目標	2 人にやさしい健康福祉の地域をつくります
	基本施策	2-2 子育て支援の充実
	施策展開の方向	(4) 保育サービスの充実

事業概要	町内在住者で町内の就学前施設に通っている3歳児から5歳児の給食費を町の独自施策として全額負担することにより保護者負担の軽減を図るとともに、子どもの健やかな成長の促進及び子育て支援の推進を図る。	令和3年度決算額
		23,301,370円
		うち特定財源 0円
期間、成果目標の有無等	令和元年度から継続中 成果目標は、保護者負担の軽減を図り、子育て支援を充実させる。	うち一般財源 23,301,370円
		令和4年度予算額
		32,279,000円
事業目的	就学前の子どもの健やかな成長の促進及び子育て支援の推進を図るため、就学前施設において提供される給食費を助成する。	うち特定財源 0円
		うち一般財源 32,279,000円
事業実績	町立東忠岡幼稚園65人、町立東忠岡保育所84人、チューリップ保育園60人、ピープル忠岡チャイルドスクール91人の計300人（令和4年3月時点）の就学前施設に通っている町内在住の子どもに対して給食費を助成し、子どもの健やかな成長の促進及び子育て支援の推進を図ることができた。	

評価項目	評価	評価に対するコメント
必要性 町の関与の妥当性 町民ニーズの傾向	4	町が就学前（3歳児～5歳児）の子どもの給食費を負担することにより保護者負担を軽減し、子育て支援の一端を担っている。
有効性 類似事業の有無 単位当たりコストの妥当性	4	町が就学前（3歳児～5歳児）の子どもの給食費を負担することにより子育て支援の一端を担っている。
効率性 コスト削減の余地 負担割合の適正度	4	幼稚園、保育所で給食費の徴収が不要となるため幼稚園教諭や保育士の負担が軽減されることにより、子育て支援の一端を担っている。

総合評価	評価	理由
	A	就学前（3歳児～5歳児）の子どもの給食費を負担することにより保護者負担の軽減により子育て支援の一端を担っているため。

今後の方向性	今後も引き続き、就学前（3歳児～5歳児）の子どもの給食費を無償化することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減及び子育て支援の充実を図っていく。
--------	---

事務事業評価シート

事業名	地域子育て支援センター事業	所属	教育みらい課
-----	---------------	----	--------

根拠法令・条例・要綱等	児童福祉法、子ども・子育て支援交付金
-------------	--------------------

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略
	基本目標	2 人にやさしい健康福祉の地域をつくります
	基本施策	2-2 子育て支援の充実
	施策展開の方向	(3) 地域における子育て支援の推進

事業概要	住民が安心して子どもを生み育て、子育てに喜びを感じることができる地域社会を形成するため、子育てを地域社会全体で支援する拠点を設けることにより、子どもの健やかな育ちを促進し、豊かな人間性、豊かな心を育む。	令和3年度決算額
		17,946,000円
期間、成果目標の有無等	平成16年度から継続中 成果目標は、町内の子育て環境の充実を図る。	うち特定財源 11,964,000円
		うち一般財源 5,982,000円
事業目的	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児不安についての相談指導、子育てサークルの支援の実施により地域の子育て家庭に対する育児を支援する（チューリップ保育園、ピープル忠岡チャイルドスクールの2園で実施）。	令和4年度予算額
		17,946,000円
事業実績	チューリップ保育園の子育て支援センターでは、各種講座を開催し延べ1,217名が参加した。また、ピープル忠岡チャイルドスクールの子育て支援センターでは、各種講座を開催し延べ4,327名が参加した。	うち特定財源 11,964,000円
		うち一般財源 5,982,000円

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	4	認定こども園を開設するには子育て支援センターを併設することが要件となっており、また、子育て支援センターは地域の子育て家庭にとってなくてはならないものとなってきている。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	4	月齢の低い親子が安全で快適な遊び場を求めている利用が増えている。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	4	地域子育て拠点事業は、国の補助事業でセンター型として事業を実施している。
	負担割合の適正度		

総合評価	評価	理由
	A	認定こども園を開設するには子育て支援センターを併設することが要件となっている。また、町内に月齢が低い親子が安全に遊ぶ場が少ないため快適な遊び場を求めて子育て支援センターを利用する住民が増えているため。

今後の方向性	忠岡地区に2つの認定こども園があり子育て支援センター事業を行っている。今後は、東忠岡地区に認定こども園を建設し、子育て支援センターを併設することにより、忠岡町における子育て環境の充実を図っていく。
--------	--

事務事業評価シート

事業名	忠岡小学校屋外トイレ改修工事	所属	教育みらい課
-----	----------------	----	--------

根拠法令・条例・要綱等	建築基準法・学校施設環境改善交付金交付要綱
-------------	-----------------------

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略
	基本目標	1 まちの将来を担う人材を育てます
	基本施策	1-1 生きる力を培う学校教育の推進
	施策展開の方向	(6) 学校教育環境の充実

事業概要	忠岡小学校の屋外トイレは築40年以上が経過し、屋内照明や屋上防水の経年劣化等が著しく、また、便器が和式便器であるため、屋内照明や屋上防水の改修や、新型コロナウイルス対策としての洋便器化、および小便器や手洗い場を自動水洗化し学校の環境改善を行う。	令和3年度決算額
		33,000,000円
期間、成果目標の有無等	令和3年度 学校施設の環境改善	うち特定財源 11,268,000円
		うち一般財源 21,732,000円
事業目的	経年劣化の著しい忠岡小学校屋外トイレを改修することで環境改善を図ることを目的とする	令和4年度予算額
		うち特定財源 0円
事業実績	経年劣化部分を改修することで衛生的で利用しやすいトイレとなり学校施設の環境改善が確保できた。	うち一般財源 0円

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	4	改修することで児童が使用する学校施設の環境改善が図られる。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	4	経年劣化し使用しづらい環境であったため、改修することが妥当である
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	4	経年劣化し使用しづらい環境であったため、改修することが妥当である
	負担割合の適正度		

総合評価	評価	理由
	A	改修することで明るく衛生的なトイレとなり児童が利用しやすいものとなり、学校施設・学習の環境が向上された。

今後の方向性	今回の改修で環境改善は図られた。適切な維持管理を行っていく必要がある
--------	------------------------------------

事務事業評価シート

事業名	忠岡町適応指導教室運営事業	所属	学校教育課
-----	---------------	----	-------

根拠法令・条例・要綱等	忠岡町適応指導教室条例、忠岡町適応指導教室条例施行規則
-------------	-----------------------------

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略
	基本目標	1 まちの将来を担う人材を育てます
	基本施策	1-1 生きる力を培う学校教育の推進
	施策展開の方向	(4) 健やかな心と体づくりの推進

事業概要	疾病等の理由を除き、何らかの理由により学校に登校できない状態にある児童生徒の態様の多様化に対応するため、忠岡町適応指導教室（ソレイユ）を旧忠岡幼稚園に設置する。	令和3年度決算額
		2,644,000円
		うち特定財源 0円
期間、成果目標の有無等	令和3年度に新設。成果目標一通室者の出席率の向上、不登校児童生徒数の減少。	うち一般財源 2,644,000円
		令和4年度予算額 5,944,000円
		うち特定財源 2,661,500円
事業目的	忠岡町適応指導教室（ソレイユ）に、町会計年度任用職員として、室長を配置し、学校、保護者と連携して児童生徒の自立を援助し、個々の児童等に応じた指導、相談等を行うことにより、学校生活への復帰を図る。	うち一般財源 3,282,500円
事業実績	忠岡町適応指導教室（ソレイユ）を開設したことで、学校とは異なった雰囲気のある居場所となり、個別で学習を支援し、スポーツや栽培活動、体験学習等を通して集団活動へと輪を広げることにつながっている。また、定期的に学校の教員が訪問する等、学校との連携を図っている。令和3年度は、小学生1名、中学生4名が通室することができた。	

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	5	令和2年度に比べ、令和3年度の不登校児童生徒数は、小学校は減少しているが、中学校は増加傾向にある。不登校児童生徒及びその保護者への支援は喫緊の課題である。
	住民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	5	令和3年度は、小学生1名、中学生4名が通室し、学校でテストを受けることができた生徒や、放課後や学校行事の際に登校できた児童生徒もいた。学校・保護者と連携した個に応じたアプローチができ、効果的な支援ができています。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地負担割合の適正度	5	校長経験のある人材の確保の面からも適正である。

総合評価	評価	理由
	A	不登校児童生徒及びその保護者への支援等、ニーズがあり、学校とは異なった雰囲気での「自分の居場所」「心のよりどころ」となり、効果的な対応ができています。

今後の方向性	指導支援については、令和3年度は専任として、町会計年度任用職員の室長1名を配置した。室長が体調不良等で休まなければならない場合、教室を臨時休業しなければならないため、令和4年度より、町会計年度任用職員として指導員を配置し、2人体制で行っていく。引き続き、定期的に学校の教員が訪問する等、学校との連携も密に図っていく。
--------	--

事務事業評価シート

事業名	学ぶ楽しさを育む推進事業	所属	学校教育課
-----	--------------	----	-------

根拠法令・条例・要綱等	忠岡町学ぶ楽しさを育む推進事業実施要項
-------------	---------------------

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略
	基本目標	1 まちの将来を担う人材を育てます
	基本施策	1-1 生きる力を培う学校教育の推進
	施策展開の方向	(2)「確かな学力」を培う義務教育の推進、(3)「豊かな人間性」を培う義務教育の推進

事業概要	小学校に非常勤講師を配置し、学習や学級活動において、学級担任と連携して、よりきめ細やかな指導・支援を行う。	令和3年度決算額
		3,094,920円
		うち特定財源 0円
期間、成果目標の有無等	平成27年度から継続中。 成果目標—学校アンケート等による落ち着いた学習環境への肯定的な回答割合の増加及び基礎的・基本的な内容の確実な定着。	うち一般財源 3,094,920円
		令和4年度予算額
		3,143,000円
事業目的	小学校低学年（1・2年）において、落ち着いた学習環境の提供と基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る。	うち特定財源 0円
		うち一般財源 3,143,000円
事業実績	教員OBを非常勤講師として配置したことで、年度初めの不安定な子どもたちに対し、適切な支援により落ち着きが見られており、豊かな人間性を育ていく上における土台づくりにもなっている。また、よりよい学習環境が早期に整えられるとともに、学習内容によりつまずきが見られる子どもへの早期対応により、学習に対する意欲・関心が高められた。	

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	4	基礎的・基本的な学力の定着を図るとともに、自ら学ぶ姿勢や学習意欲を育てる学習指導を推進する上で、低学年への非常勤講師配置によるきめ細やかな指導・支援は必要である。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	4	低学年に特化した事業であり、落ち着いた学習環境づくりや児童の学習意欲等を高めるなど成果が出ている。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	4	非常勤講師の報酬に関しては、府の非常勤講師と同額であり、専門的な知識や経験が必要な人材の確保の面からも適正であると考えている。
	負担割合の適正度		

総合評価	評価	理由
	A	非常勤講師を継続して配置することで、落ち着いた学習環境づくりや児童の学習意欲等を高めるなど成果が出ているため。

今後の方向性	非常勤講師を低学年（1・2年）に配置し、丁寧な指導・支援により、就学前からのスムーズなつながりを図るとともに、基礎・基本の定着や授業の構造化の基礎を確立し、中学年・高学年への確かな学力の定着を今後も継続して図っていく。
--------	---

事務事業評価シート

事業名	あすなろ未来塾事業	所属	学校教育課
-----	-----------	----	-------

根拠法令・条例・要綱等	忠岡町あすなろ未来塾事業実施要項
-------------	------------------

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略
	基本目標	1 まちの将来を担う人材を育てます
	基本施策	1-1 生きる力を培う学校教育の推進
	施策展開の方向	(2)「確かな学力」を培う義務教育の推進、(7)家庭や地域の教育力の活用

事業概要	平成28年度より、町立小学校4年生～6年生児童の希望者を対象に本事業をスタートする。平成29年度において、対象を拡充し、町立小学校4年生～6年生児童の希望者及び町立中学校1年生～3年生生徒の希望者を対象に、小学生には土曜日の午前に算数を、中学生には土曜日の午後に数学と英語を、全国学習塾協会から派遣された私塾講師により年間40回実施。令和2年度より小学校3年生から対象をさらに拡充。	令和3年度決算額
		4,140,400円
期間、成果目標の有無等	平成28年度から継続中。 成果目標－アンケートによる参加児童生徒及び保護者の肯定的な意見の割合の増加。	うち特定財源 4,089,900円
		うち一般財源 50,500円
事業目的	忠岡町文化会館において、子育て支援の一環として、土曜日に、忠岡町立小・中学校に通う児童生徒に対し、学習の場を開設し、学習機会の拡充を図る。	令和4年度予算額
		3,903,000円
事業実績	令和3年度は、新型コロナウイルス感染防止の観点から34回実施。実績として、小学生52名、中学生11名、合計63名が受講。年度末に実施した保護者対象のアンケートでは、「学校の授業がよくわかるようになった」と言っている」という項目に対して、肯定的な回答（66.7%）が得られ、また児童生徒対象のアンケートでは、「この塾に通うようになって、学校の授業がよくわかるようになった」という項目に対して、肯定的な回答（96%）が得られた。	うち特定財源 3,903,000円
		うち一般財源 0円

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	4	全国学力・学習状況調査の結果等から、学力差が顕著に見られる。学校以外に、学習の場を開設し、学習機会の充実を図り、自ら学び続ける力を身につけることは必要である。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	3	児童生徒のアンケート結果からも、予習を中心に学習する機会を設けることが、学校での学習につながっていることが伺える。一方で、土曜日実施という事もあり、社会体育やクラブ活動の活動時間との兼ね合いもあってか、年々、中学生の受講人数が減っていることが課題である。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	3	受講人数が減ってきていることから、一定の経費で最大の効果を挙げるための手立てが必要である。
	負担割合の適正度		

総合評価	評価	理由
	A	受講人数は減っているが、大阪府の補助金を活用し、保護者の負担を軽減した学校以外での学習の場となっているから。（受講人数 R元 小学生51名 中学生27名、R2 小学生67名 中学生13名、R3 小学生52名 中学生11名）

今後の方向性	全国学力・学習状況調査において学力差が顕著であることが伺えるが、こうした学力差はかなりの早期から生じていると考える。したがって、令和2年度より、対象を町立小学校3年生からに拡充し、早期での学習機会の拡充を図り、より多く子どもたちに学習習慣の定着を図っている。また、令和3年度より、受講人数の少ない中学生を集団個別学習形式で実施することで、コスト削減を図っている。引き続き、自ら学び続ける力が身につくことが出来るよう支援していく。
--------	--

事務事業評価シート

事業名	外国青年語学指導員配置事業	所属	学校教育課
-----	---------------	----	-------

根拠法令・条例・要綱等	忠岡町招致外国青年任用規則
-------------	---------------

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略
	基本目標	1 まちの将来を担う人材を育てます
	基本施策	1-1 生きる力を培う学校教育の推進
	施策展開の方向	(2) 「確かな学力」を培う義務教育の推進

事業概要	語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）により、外国青年を雇用し、小・中学校での英語教育の充実を図る。	令和3年度決算額
		3,940,000円
		うち特定財源 0円
期間、成果目標の有無等	小・中学校については、平成27年度から継続中。成果目標ー英語及び外国語活動に関するアンケートの肯定的な回答割合の増加。	うち一般財源 3,940,000円
		令和4年度予算額
		3,560,000円
事業目的	外国青年語学指導員（ALT）を配置することにより、子どもたちが身近に英語に触れる機会を設けるとともに、小・中学校におけるつながりのある英語指導法を確立する。	うち特定財源 0円
		うち一般財源 3,560,000円
事業実績	校内で子どもたちがALTと違和感なくコミュニケーションをとれる子どもが増えていく。また、平成27年度より、英語科の中学校専科教員とALTが関わることで、英語に親しむ・英語を学ぶ継続性のあるカリキュラム作成につながっている。	

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	4	小学校3・4年生において外国語活動、5・6年生において外国語が実施され、小・中学校におけるつながりのある指導法の確立が必要である。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	4	小学校では、3・4年生の外国語活動において担任と連携し、中学校では、3年生の英語において担任と連携して授業を実施している。英語に親しむ点、小・中学校のつながりを図る上で効果的である。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	4	専門的な資格を有する人材の確保の面からも適正である。
	負担割合の適正度		

総合評価	評価	理由
	A	ALTを配置することで、英語に親しむ機会を増やすことにつながり、児童生徒の外国語（英語）に対する興味関心につながっているため。

今後の方向性	今後も、ALTの配置により、英語に親しみ、外国語（英語）に触れる機会を増やし、主体的に英語を学ぼうとする児童生徒を増やしていく。また、小・中学校における外国語活動・英語教育をより推進するために、学校教育において系統立てた指導法の確立をめざしていく。
--------	--

事務事業評価シート

事業名	忠岡町英語教育推進事業	所属	学校教育課
-----	-------------	----	-------

根拠法令・条例・要綱等	忠岡町英語教育推進事業実施要綱
-------------	-----------------

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略
	基本目標	1 まちの将来を担う人材を育てます
	基本施策	1-1 生きる力を培う学校教育の推進
	施策展開の方向	(2) 「確かな学力」を培う義務教育の推進

事業概要	○英語体験セミナー ・外部日本人講師及び外国人講師による町立小学校1、2年生の希望者を対象としたイングリッシュレッスンの提供 ○英語教育推進事業（外部より派遣された日本人講師による小学校教員への指導・助言及び中学校教員への助言） ○英語検定受験料補助事業（年1回の受験料全額補助事業。準会場（忠岡中学校）での実施。）	令和3年度決算額
		1,414,150円
期間、成果目標の有無等	平成28年度から継続中。忠岡中学マイワーク・スプリングコンテストは平成30年度から実施、令和元年度終了。就学前の体験セミナーは令和2年度終了。成果目標ーイングリッシュレッスンの参加人数の増加、英語検定受験料補助事業の受験者数・合格者数の増加。	うち特定財源 0円
		うち一般財源 1,414,150円
事業目的	令和2年度の新学習指導要領実施にともない、小学3・4年生において週1時間の外国語活動が、小学5・6年生において週2時間の外国語が実施される。また、大学入試における英語のテストが「読む・聞く・書く・話す」の4技能において実施されることが検討された。このような状況を鑑みて、小学校・中学校の子どもに、英語への興味・関心を高め、英語を学ぶ意欲向上及び国際理解推進につなげる事業を展開する。	令和4年度予算額 2,430,000円
		うち特定財源 95,000円
事業実績	・令和3年度のイングリッシュレッスンについては、新型コロナウイルス感染防止の観点から中止。・外部講師による英語指導法セミナーを両小学校において、「1人1台タブレットを活用した英語指導」の内容で実施。・生徒の英語力把握のための判定テストを中1～中3対象に実施。・英語検定受験料補助については、英検が中止になった場合、返金補償がないため、3回とも本会場での実施分のみ受付を行った。忠岡中学生69名が補助を受け、11名は私費で複数回受験。忠岡町在住の忠岡中学校以外の中学生、高校生、専門学校生、大学生は62名が補助を受け、受験。5名は私費で複数回受験。	うち一般財源 2,335,000円

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性 町民ニーズの傾向	3	英語検定受験料補助については、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、英検が中止になった場合を想定し、3回とも受付を本会場のみで行ったが、ニーズはある。（H30 197名、R元 198名、R2 96名（2回分）、R3 147名）
有効性	類似事業の有無 単位当たりコストの妥当性	4	英語検定受験について、令和3年度の忠岡中学生の5級から準2級の合格率がすべて65%以上となっている。（5級100%、4級71.4%、3級66.7%、準2級66.7%） 令和3年度の決算額が上がっているのは、英語検定受験料が大幅に上がり、受験料補助の増額のため。
効率性	コスト削減の余地 負担割合の適正度	3	令和4年度から、イングリッシュレッスンの対象者を小学2年生のみにすることで、コスト削減を図る。

総合評価	評価	理由
	A	令和3年度は新型コロナウイルス感染防止の観点から、イングリッシュレッスンが中止となったが、英語検定補助は本会場のみの受付であったがニーズもある。忠岡中学生の5級から準2級の合格率からも成果が見られるから。

今後の方向性	イングリッシュレッスンを小学2年生を対象に実施し、学校において、小学3・4年生で外国語活動を、小学5・6年生で外国語を実施し、小・中学校における外国語活動・英語教育をより推進し、学校教育において系統立てた指導法の確立をめざしていく。
--------	--

事務事業評価シート

事業名	小学校スクールカウンセラー配置事業	所属	学校教育課
-----	-------------------	----	-------

根拠法令・条例・要綱等	忠岡町立小学校スクールカウンセラー配置事業実施要綱
-------------	---------------------------

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略
	基本目標	1 まちの将来を担う人材を育てます
	基本施策	1-1 生きる力を培う学校教育の推進
	施策展開の方向	(4) 健やかな心と体づくりの推進

事業概要	財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士の資格を有する者で、小学校スクールカウンセラーとして職務を遂行するために必要な熱意、識見を有する者を採用する。 1校当たり1日につき6時間とし、年間25回程度配置し、児童、保護者、教職員等からの相談及びそれに対する助言を行う。 小学校スクールカウンセラーは、大阪府より中学校に配置されているスクールカウンセラーと連携を図る。	令和3年度決算額
		1,611,225円
期間、成果目標の有無等	平成23年度から継続中。成果目標一相談件数をふまえて相談体制をつくり、不登校、暴力行為等の課題解決に向けて、児童及び保護者への支援を図る。	うち特定財源 780,000円
		うち一般財源 831,225円
事業目的	小学校における不登校、暴力行為、いじめ、児童虐待等の課題解決に向けて、町立各小学校にスクールカウンセラーを配置し、問題を抱える児童及びその保護者への支援を図る。	令和4年度予算額
		1,695,000円
事業実績	各小学校にスクールカウンセラーを年間25回配置。相談件数は、延べ636件。子どもや保護者からの相談だけでなく、教員からの事例相談により、子どもへの早期対応とともに、健やかな心と体づくりの推進につながっている。	うち特定財源 811,500円
		うち一般財源 883,500円

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	5	相談件数も令和2年度（延べ523件）に比べて増えており、コロナ禍において児童への心のケアや問題を抱える児童及びその保護者への支援は喫緊の課題である。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	5	平均相談人数、1日あたり約13人（令和2年は約10人）。個に応じたアプローチができ、効果的な助言ができています。また、事案対応等、教員のスキルアップにもつながっている。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	4	専門的な資格を有する人材の確保の面からも適正である。
	負担割合の適正度		

総合評価	評価	理由
	A	コロナ禍において、児童への心のケア等、ニーズがあり、効果的な対応ができています。特に、不登校については、小・中学校とともに、令和2年度に比べ、人数はあまり変わっていないが、担任や養護教諭との連携により、継続した支援につながっているため。

今後の方向性	小学校スクールカウンセラー連絡会を年4回開催し、情報を共有する。また、小・中学校生活指導連携会議にも可能な限り出席するとともに、令和3年度から開設しているソレイユ（忠岡町適応指導教室）との連携も図り、引き続き、健やかな心と体づくりの推進を図っていく。
--------	---

事務事業評価シート

事業名	忠岡町きめ細やかな指導のための講師配置事業	所属	学校教育課
-----	-----------------------	----	-------

根拠法令・条例・要綱等	忠岡町きめ細やかな指導のための講師配置事業実施要項
-------------	---------------------------

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略
	基本目標	1 まちの将来を担う人材を育てます
	基本施策	1-1 生きる力を培う学校教育の推進
	施策展開の方向	(2)「確かな学力」を培う義務教育の推進、(3)「豊かな人間性」を培う義務教育の推進

事業概要	支援学級在籍児童を含めた1学級の合計児童数が「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に定める標準を超える場合、非常勤講師を配置して、少人数学級編制を実施する。 ただし、上記の条件をみたさない場合であっても、きめ細やかな指導をするために、首席末配置校に、単年度に限り、非常勤講師を配置する。	令和3年度決算額
		3,436,934円
期間、成果目標の有無等	令和2年度から継続中。 成果目標—学校アンケート等による落ち着いた学習環境への肯定的な回答割合の増加及び基礎的・基本的な内容の確実な定着。	うち特定財源 0円
		うち一般財源 3,436,934円
事業目的	小学校に音楽科や家庭科等の専科指導にあたる非常勤講師を配置することにより、少人数学級編制等を実施する。	令和4年度予算額
		3,729,800円
事業実績	令和3年度は、忠岡小学校3年生、東忠岡小学校4年生の学級編制にあたり、専科指導にあたる非常勤講師を配置し、府費負担教職員を担任として活用することで、国の定数上、忠岡小学校は1学級となるところを2学級とし、東忠岡小学校は2学級となるところを3学級とした。	うち特定財源 0円
		うち一般財源 3,729,800円

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	5	少人数学級編制については、町民からのニーズも大いにあり、少人数学級編制を行うことで、よりきめ細やかな指導が可能となっている。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	5	少人数学級編制の施策については、泉北管内の近隣3市でも未実施の施策である。少人数学級編制により、落ち着いた学習環境づくりや児童の学習意欲の向上、基礎基本の定着を図る等の成果が出ている。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	5	非常勤講師の報酬に関しては、府の非常勤講師と同額である。音楽科や家庭科等の専科指導にあたる非常勤講師を配置する必要があるため、より専門的な知識や経験が必要な人材の確保の面からも適正であると考え。
	負担割合の適正度		

総合評価	評価	理由
	A	専科指導にあたる非常勤講師を配置して少人数学級を編制することで、落ち着いた学習環境づくりや児童の学習意欲の向上、基礎基本の定着を図る等の成果が出ているため。

今後の方向性	令和4年度においても、両小学校に専科指導にあたる非常勤講師を配置し、少人数学級編制を実施している。国による35人学級が順次実施されるが、対象外である学年において、支援学級在籍児童を含め合計人数が国の定数以上となる学級が1つの小学校で複数学年あるなど、今後も、各校1名ずつの配置は必要である。
--------	---

事務事業評価シート

事業名	文化会館運営方針見直し事業	所属	生涯学習課
-----	---------------	----	-------

根拠法令・条例・要綱等	忠岡町公民館条例、忠岡町公民館条例施行規則、忠岡町文化会館運営委員会規則、忠岡町働く婦人の家条例、忠岡町働く婦人の家条例施行規則
-------------	--

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略
	基本目標	1 まちの将来を担う人材を育てます
	基本施策	1-3 生涯学習の推進
	施策展開の方向	(2) 生涯学習によるまちづくりの推進

事業概要	公民館・働く婦人の家・図書館で構成する文化会館については、運営上の整合性を図り利便性に優れ、持続可能な総合施設としての運営方針を新たに設定することを、「忠岡町文化会館運営委員会」に諮問。各館の特性を生かした発展的な事業展開についても、今後の課題とし検討する。	令和3年度決算額
		72,000円
期間、成果目標の有無等	・開始：令和2年11月26日・終了：令和4年10月。 運営委員会(委員任期2年)から諮問に対する答申書を受理するとともに、活性化の具体策を講じる。	うち特定財源 0円
		うち一般財源 72,000円
事業目的	3館の事業目的を整理するとともに、開館(昭和60年)以降の時代の変遷を鑑み、条例・規約等を見直し、住民・利用者の性差が利用に影響することなく、また、青少年にも魅力的な事業展開を行い、わかりやすく使いやすい文化施設として親しまれ発展していけるよう、活性化を図る。	令和4年度予算額
		240,000円
事業実績	「忠岡町文化会館運営委員会」を1回開催(令和3年9月30日)。2つ目の諮問の「各館の特性を活かした発展的な事業展開について」を協議。アンケート調査の実施、文化会館の活性化等に寄与するため代表者会議を開くことについて審議された。	うち特定財源 0円
		うち一般財源 240,000円

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	4	令和2年度より継続して委員会を開催しており、令和3年度は、アンケート調査を実施。実情や要望等を伺い、今後の運営委員会の意見や提案に活かしていく。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	4	登録クラブ同士の繋がりを持つことで、文化会館の理解が深まり、情報連絡の単一化等利用者側にも理解されやすくなることが協議された。登録クラブと情報交換等を行うことにより、文化会館を利用することの共通の認識を行うことができる。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	3	公民館と一本化することにより、予算執行においても、事務の煩雑さを解消するとともに、支出経費をまとめることができ予算の使途が簡潔・コスト削減に寄与できる。
	負担割合の適正度		

総合評価	評価	理由
	C	令和3年度中にもう一度、委員会を開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施できなかったため、予定の案件の審議ができなかった。

今後の方向性	2つの諮問事項のうち、もう1つの「各館の特性を生かした発展的な事業展開」の答申期日は、令和4年10月の運営委員任期を期限としており、本町の文化の拠点として、多くの年代の方々が利用していただけるような運営の方策を運営委員会を通じて検討していく。
--------	---

事務事業評価シート

事業名	団体補助金の返戻	所属	生涯学習課
-----	----------	----	-------

根拠法令・条例・要綱等	忠岡町補助金交付規則
-------------	------------

総合計画の位置づけ	基本戦略	4 自立と協働のまちづくり戦略
	基本目標	8 効率的・効果的な行政経営を進めます
	基本施策	8-2 行財政改革の推進
	施策展開の方向	(2) 財政の計画的運営

事業概要	長引く新型コロナウイルス感染症により町主催事業をはじめ、各種団体による事業の多くが中止・見送り等の決断を昨年度に引き続き強いられたことから、事業資金としての名目で補助している団体への支援金のうち、事業中止等により余剰が発生し、なおかつ適切な運用がなかった団体には、返戻いただいた。	令和3年度決算額
		△ 381,000円
期間、成果目標の有無等	令和3年4月1日～令和4年3月31日 各団体総会にて事情説明。コロナ禍の影響を受け事業縮小し補助金使途が軽減した団体からは、経費精算後の補助金残額返金を承諾いただく。	うち特定財源 0円
		うち一般財源 △ 381,000円
事業目的	生涯学習課関係団体のうち、「少年団育成者連絡協議会」の年中行事の多くが中止となったこと、「文化協会」においては主要行事の音楽祭を中止・文化祭は大幅縮小し展示のみの実施となったこと等から、各役員との承諾を得て、町からの補助金のうち「不用額を返戻」し、「町財政の寄与」に理解をいただく。	令和4年度予算額 0円
		うち特定財源 0円
事業実績	「少年団育成者連絡協議会」からは181,000円、「文化協会」からは200,000円を年度末に返戻いただくこととなり、総額381,000円を町財政に戻すことができた。	うち一般財源 0円

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	4	年度当初の総会において、コロナ禍による事業縮小から当該年度の町補助額に残額が発生する場合は、返戻いただく旨を説明し、町補助金の使途や扱い方を再認識いただいた。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	4	少年団育成者連絡協議会では、中学生の交流育成のため、冬山登山等を実施。文化協会では、音楽祭、文化祭、社会見学等を実施。中止以降、類似事業等も行われていない。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	4	通常行事は中止となったが、定例会の書面開催、展示のみの文化祭、必要物品の購入等は町補助金経費で賄い、会員間の伝達・報告等については怠っていない。
	負担割合の適正度		

総合評価	評価	理由
	A	長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度においても各種団体への補助金返戻という措置となり、町補助金（公金）の使途について理解をいただく機会になった。

今後の方向性	各種団体への町補助金は、その団体により目的や事業の運営状況等が異なるため、画一的・一方的な思考を押し付けることはできないが、規約・要綱等の規定に従い、支給額内にて適正に使用していただく。コロナ禍においても少しずつ事業等が行えるよう引き続き支援を行っていく。
--------	--

事務事業評価シート（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関連事業）

事業名	新型コロナウイルス感染症対策事業		所属	教育みらい課
根拠法令・条例・要綱等	学校保健特別対策事業費補助金交付要綱、教育支援体制整備事業費交付金交付要綱、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要			
総合計画の位置づけ	基本戦略	2 安全・安心なまちづくり戦略		
	基本目標	5 安全・安心な明るい暮らしを確保します		
	基本施策	5-1 危機・防災・減災対策の推進		
	施策展開の方向	(2) 実践的な危機管理・防災体制づくり		
事業概要	国や大阪府の補助金を活用し、町内就学施設及び就学前施設における、新型コロナウイルス感染症対策の消耗品や備品等を購入し感染症対策を行うとともに、町立小学校トイレの手洗を自動水洗化することにより感染予防を図る。		令和3年度決算額	
			17,727,162円	
			うち特定財源 15,069,880円	
			うち一般財源 2,657,282円	
期間、成果目標の有無等	令和3年度のみ 成果目標は感染予防を目的とした備品の購入・工事		令和4年度予算額	
事業目的	町内就学施設及び就学前施設において、新型コロナウイルス感染症対策の消耗品や備品等を購入、必要な工事を実施し、感染症対策を行う。		うち特定財源 0円	
			うち一般財源 0円	
事業実績	国の新型コロナウイルスに関連する国庫補助金を充当し、町内就学施設及び就学前施設において、新型コロナウイルス感染症対策の消耗品や備品等を購入、町立小学校トイレの手洗を自動水洗化工事を実施し、教育施設における感染症対策を行った。			
評価項目		評価	評価に対するコメント	
必要性	町の関与の妥当性	4	年度当初、消毒液などの消耗品の確保が困難であったが、各施設において必要数確保でき、感染症対策備品も購入することができた。また、民間就学前施設においても補助金を交付し感染症対策の消耗品や備品を購入できた。	
	町民ニーズの傾向			
有効性	類似事業の有無	4	町内就学施設及び就学前施設が感染症対策で必要とする消耗品や備品等を購入することができた。	
	単位当たりコストの妥当性			
効率性	コスト削減の余地	4	町立就学前施設は各施設に確認し教育委員会において消耗品等を発注し、民間就学前施設は補助金を交付し、町内就学施設は各学校の裁量で購入できる費用を配分し効率化を図った。	
	負担割合の適正度			
総合評価	評価	理由		
	A	近隣自治体の新型コロナウイルス感染症対策に遅れることなく、感染症対策を行うことができた。		
今後の方向性	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業のため今年度限りの事業である。			

事務事業評価シート（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関連事業）

事業名	学校行事等感染予防対策事業	所属	学校教育課
-----	---------------	----	-------

根拠法令・条例・要綱等	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱
-------------	-----------------------------

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略
	基本目標	1 まちの将来を担う人材を育てます
	基本施策	1-1 生きる力を培う学校教育の推進
	施策展開の方向	(2)「確かな学力」を培う義務教育の推進

事業概要	小中学校行事等の感染症予防対策を支援するため、活動中の予防対策消耗品の購入及び密を避けるためのバスの増台、修学旅行計画に係る業者への相談手数料、行事中止に伴うキャンセル料を補助する。	令和3年度決算額
		931,986円
		うち特定財源 931,986円 うち一般財源 0円
期間、成果目標の有無等	8月4日～3月	令和4年度予算額 1,500,000円
事業目的	小中学校行事等の感染症予防対策を支援する。	うち特定財源 1,500,000円 うち一般財源 0円
事業実績	忠岡小学校においては、6年修学旅行でバス1台を増台し実施。東忠岡小学校においては、5年宿泊学習中止に伴うキャンセル料の補助を行った。中学校においては、大型バス使用のための差額の補助と3年修学旅行中止に伴うキャンセル料の補助を行った。	

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性 町民ニーズの傾向	5	コロナ禍において、人間形成を図るための有用な教育活動である修学旅行や各種学校行事等を実施するための感染症予防対策を行うことは必須である。
有効性	類似事業の有無 単位当たりコストの妥当性	4	バスの費用、キャンセル代等の保護者負担を軽減することができた。
効率性	コスト削減の余地 負担割合の適正	5	コロナ禍において、早期に宿泊を伴う行事の中止の判断を行ったことで、補助内でのキャンセル料となり、あわせてバスの増台等、感染予防対策も行うことができた。

総合評価	評価	理由
	A	本事業により、保護者負担を軽減することができた。また、感染予防対策を行った上で、児童生徒にとって、思い出となる行事を実施することもできた。

今後の方向性	令和4年度においても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、実施予定。
--------	--

事務事業評価シート（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関連事業）

事業名	スポーツセンター運営支援事業	所属	生涯学習課
-----	----------------	----	-------

根拠法令・条例・要綱等	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱
-------------	-----------------------------

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略
	基本目標	1 まちの将来を担う人材を育てます
	基本施策	1-4 生涯スポーツの推進
	施策展開の方向	(2) 生涯スポーツ施設の充実

事業概要	第3回緊急事態宣言(令和3年4月25日～6月20日)期間に受けた休業要請に応じ、運営休止した本町指定管理施設(コパンスポーツセンター忠岡)の指定管理者に対し、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用することにより、その間支払った光熱水費等の経費を補填を行い、再開後の運営支援とする。	令和3年度決算額
		2,800,000円
期間、成果目標の有無等	令和3年8月1日～令和3年12月28日	うち特定財源 2,800,000円
		うち一般財源 0円
事業目的	第3回緊急事態宣言(令和3年4月25日～6月20日)期間に受けた休業要請に応じ、運営休止した本町指定管理者であるコパンスポーツセンター忠岡に対し、その間支払った光熱水費等の経費を補填し、運営の支援を行う。	令和4年度予算額 0円
		うち特定財源 0円
事業実績	緊急事態宣言中の休業要請に応じ、休業した期間の光熱水費等の経費を補填することにより、指定管理者の経費の負担の軽減が図られた。	うち一般財源 0円

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	4	休業期間中は、収入が見込めず、必要な経費等は、支出する必要があり、指定管理者の収支に大きく影響を及ぼすため、再開後の健全な運営ができるよう実施に至った。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	4	必要な経費を算出し、休業要請を行った期間等を勘案し、補填額を決定。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた指定管理者の運営の支援に繋がった。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	4	光熱水費等の運営のため必要な経費であることから、必要な費用の補填となった。緊急事態宣言前と変わりなく、運営していけるよう支援が行えた。
	負担割合の適正度		

総合評価	評価	理由
	A	緊急事態宣言による休業要請に応じ、休業した期間の光熱水費等の費用を補填することにより、町が指定する指定管理者の収支を圧迫することのないよう、支援が実施できた。

今後の方向性	長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい事業運営は続くものと考えられるが、活用できる交付金等があれば活用し、引き続き、指定管理者が継続して運営できるよう検討を行っていく。
--------	--

事務事業評価シート（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関連事業）

事業名	感染予防対策事業	所属	生涯学習課
-----	----------	----	-------

根拠法令・条例・要綱等	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱
-------------	-----------------------------

総合計画の位置づけ	基本戦略	2 人にやさしい健康福祉の地域をつくります
	基本目標	5 安全・安心な明るい暮らしを確保します
	基本施策	5-1 危機・防災・減殺対策の推進
	施策展開の方向	(2)実践的な危機管理・防災体制づくり

事業概要	留守家庭児童学級において新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、安全・安心な教育環境を提供するとともに、教育施設内の感染対策・人の分散を行うことにより、本町教育施設利用者の安全・安心も確保する。	令和3年度決算額
		1,276,000円
		うち特定財源 1,276,000円 うち一般財源 0円
期間、成果目標の有無等	令和3年度 教育施設の感染拡大未然防止に繋がる措置を講ずる。	令和4年度予算額 0円
事業目的	忠岡小学校内の留守家庭児童学級が使用する2つの教室のエアコンの取替を及び換気扇の設置を行うことにより、新型コロナウイルス感染症拡大の防止を防ぐ。	うち特定財源 0円 うち一般財源 0円
事業実績	・忠岡小学校留守家庭児童学級の2つの教室のエアコンの取替及び換気扇の設置。	

評価項目	評価	評価に対するコメント
必要性 町の関与の妥当性 町民ニーズの傾向	4	長引く新型コロナウイルス感染症のため、多くの制限がある中において、子ども達にとって、安全・安心な施設として利用できるよう、設備を整えることができた。
有効性 類似事業の有無 単位当たりコストの妥当性	4	教室を分散して使用できる環境が整い、子ども達にとって安全・安心な施設として利用してもらえることになった。
効率性 コスト削減の余地 負担割合の適正度	4	本事業の経費は、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金事業を活用し、その全額が交付金対象となった。

総合評価	評価	理由
	A	子ども達が安心して施設を利用できることによって、適切な遊び場及び生活の場等が提供できる。また、働く職員においても、安心して仕事が行え、健全育成に繋がり、環境作りに対応した事業となった。

今後の方向性	今後においても、新型コロナウイルス感染症拡大に注意が必要な中において、動向を見極め、適切な交付金の活用に努める。
--------	--

3. 評価委員の意見（外部評価）

教育委員会評価委員 山岡 利夫
教育委員会評価委員 吉美 学

令和3年度においても、町の利点であるコンパクトさを最大限に生かし、加えて、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策にも継続的に対応するなど、現状と課題を幅広く見据えた取組みを確実かつ迅速に継続しており、施策体系としては以下の点を軸として、よくまとまったものとなっている。

- 就学前から義務教育期間において、きめ細かい指導・支援を行っていること
- 英語教育や家庭学習の充実を中心として、学力の定着を図っていること
- 子どもの心のケアや課題解決を目指し、豊かな心を育む取組みの充実を図っていること
- 家庭や地域の教育力向上、参画のために統合的な取組みを計画していること
- 新型コロナウイルス感染症対策として、活用できる財源を使い、予防に努めていること

2年間を経過したコロナ感染防止対策、経済状況の停滞、危機を迎える国際政治状況等、社会の閉塞状況は大変きびしいものがある。その中で、教育論についても新しさは少ないように思われ、教育行政の展開は、難しさが増している。

そのような時代において、堅実さ安定性を持って教育推進の責任を負っていくべきである。そして、新たな必要性を適切に見出し、子供の将来への誤りのない方向性を歩まなければならない。

評価対象事業の多くは、恒常化されてきたもの、今後も継続が求められるものであり、国・府との関連性をもっている。「縦の接続」「横の連携」における取組み充実というフレーム論は確立しており、顕在化してきた教育課題にも対応してきている。

以上を踏まえ、以下の点について意見を附する。

記

- 1 「児童生徒の健やかな心と体づくりの推進」に関わり、令和3年度から忠岡町適応指導教室（ソレイユ）を、旧施設を活用して新たに設置されたことは、学校に登校しにくい児童生徒の自立を援助するために非常に有益な施策であると考え。令和3年度はスタート年度であることから、運営上さまざまな困難な面もあったと推測されるが、令和4年度には人的増員が図られたようで、より充実した個別支援が可能になると考える。今後は、小中学校とのきめ細かい連携を図りながら、個々の児童生徒が必要とする学習支援や体験的活動の充実を図っていただくとともに、町内の全保護者に本忠岡町適応指導教室（ソレイユ）の周知を図るなど、教育委員会としても保護者が相談しやすい環境づくりにも尽力していただきたい。

「忠岡町適応指導教室等運営事業」では、(評価シート)の必要性・有効性・効率性いずれも、学校との取組みの連携を高め、児童生徒・保護者・学校教員・外部人材との連携を高め、日常的・継続的な取組みであることが伝わるものである。

不登校は、これまで長い年月、課題となってきたことであるが、不登校の起因するところには日本の社会の動向をも内包するものであり、不登校生の人数減少と、学校全体の学力向上、取組みの活性化には、一定の相関関係が考えられる。不登校の課題をクリアにするとともに、日常の忠岡町教育の成果の一層の向上を図っていただきたい。

現在の取組みを尊重されながら、今後の取組み規模と方向性について効果検証を図りたい。

- 2 学校教育における町教育委員会の各種事業がどのように関連し、子どもの学力向上や心の教育の育成等に効果を上げているのか、中・長期的な計画における目標や一定の成果指標を定め、たうで効果検証を進めていく必要がある。学校教育における町教育委員会の各種事業に関しては、取組みの成果が表れているものについては、経年変化が分かるように記載されるようになっており、その成果を把握できるようになってきた。なお、その際には、学力や不登校及び暴力行為等の他の調査結果も参考にし、忠岡町の施策への評価を高めていただきたい。

- 3 忠岡町教育基本方針における学力向上に関わる「町重点目標」「2. 自学自習を進めることにより、家庭での学習習慣を確立する」ために、「あすなろ未来塾」をはじめとする児童生徒の放課後や休日の学習支援事業をさまざま実施しており、町内の児童生徒の実情に合わせたきめ細かな取組みと評価できる。また、令和3年度における受講人数の減少についても、新型コロナウイルス感染症による感染防止を行いながらも、中学生がより多く参加できるよう、集団個別学習形式で実施していることは評価できる。

「あすなろ未来塾事業」では、土曜日実施、町文化会館において無料での私塾講師の派遣と、児童生徒、保護者にとってありがたい取組みであり、アンケート調査では肯定的な結果が増えている。しかし逆に、土曜日、学校教員ではなく私塾講師の派遣は、ややもすると取組みの低下が生じることもありがちである。形だけの実施に陥っていかないように、実施把握と有効性の検証を十分にされたい。

- 4 小学校学習指導要領の改訂に伴い、令和2年度から英語教育が本格実施されている中、忠岡町においてはこれまでから先進的に英語教育の充実策を進められてきたことは大いに評価することができる。特に、「外国青年語学指導員配置事業」により、児童・生徒の英語に対する興味・関心やスキルの向上が図られており、関連事業である「忠岡町英語教育推進事業(英語体験セミナー)」と相まって効果的な成果を上げているものと考えられる。特にその成果は、「忠岡町英語教育推進事業(英語検定受験料補助事業)」により準2級合格率が66.7%であることにも表れている。但し、これらの成果は忠岡小中学校全員の結果を反映したのではないことから、他の調査結果にも触れながら、評価することも必要であると考え。なお、小学校教員の新たな指導内容への研修等の対応につい

ては、「英語教育推進事業」の更なる取組みの改善を図る必要と考える。

「外国青年語学指導員配置事業」「忠岡町英語教育推進事業」について、JETプログラムの実施と、町独自の小中学生・教員へのセミナー、支援、英検での点検を総合的に展開して、小中学生の英語に親しみ英語力を高めていくアプローチを町が牽引している。動機付けに有効な力を発揮していると考えられる。英語教育については、国の施策も進んでいっており、社会的ニーズの変容、高校・大学入試の変化など、求められるものがどんどん変わっており、英語科教員とともに、取組み成果と有効性を常に検証しなければならない。どのような形での取組みの有効性を高めていかれるか、健闘されることを願います。

- 5 学校施設や公共施設に関わる老朽化は、避けては通れない問題であり、児童生徒の利便性や感染予防にかかわる最重要課題であることから、令和3年度も引き続き計画的に改修が実施されている。

「忠岡小学校屋外トイレ改修工事」が実施され、ここ数年、必要な施設面での改修が随時進められていると考えられる。

- 6 就学前教育・保育については、これまでからも計画的に進められており、今後の東忠岡地区における認定こども園化や子育て支援センター等の設置への計画・実施を着実に進められ、就学前教育・保育の充実を図られるように注力されたい。

「東忠岡地区認定こども園整備事業」「就学前施設給食費助成事業」「地域子育て支援センター事業」について、子育て支援のための、施設充実、家庭支援、地域ネットワークという柱のもと、幼保の連携・一体化を進めつつ、必要性・有効性は高く、職員の業務負担の観点から効率性の点検をされており、適正に実施されている。今後の教育効果、保護者意向の把握を行い、その点での効率性を一層高めていただきたい。

- 7 「学ぶ楽しさを育む推進事業」「忠岡町きめ細やかな指導のための講師配置事業」について、教員の標準配置に加え、小学校低学年・中学年のきめ細やかな教育推進のために町独自の非常勤講師を配置し、少人数学級編制と一層のきめ細やかな指導に厚みを加え、的確な取組みが行われており、今後、国の動向を見極めて、町の事業を展開していただきたい。

「小学校スクールカウンセラー配置事業」では、府から中学校に配置される方と連携し、生徒指導主事等との連携により、心の悩み、問題行動の芽に、早期にさまざまなアプローチができるように健闘していかなければならない。

- 8 「文化会館運営方針見直し事業」では、地域人材の変化、公民館の見直し、青少年教育の難しさ等、全国的に直面している課題に直面し、なおかつ、これらをどのようにして進めていくのか大切な部分である。どのような形で進んでいくのか重要な部分であるという認識のもと、町の意識調査や実態把握は当然なされているが、あわせて、全国の

動向・方向性、同じような状況にある地域と学び合い、運営委員会等の会議での検討推進が功を奏しますように願います。

- 9 令和3年度も、新型コロナウイルス感染症拡大による様々な対応をスピーディに実施しなくてはならない状況にあったが、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を適切に活用し、児童生徒や住民の安全を図れるよう、適切に事業を実施し、成果をあげておられることは大いに評価できると考える。

その中でも「団体補助金の返戻」については、昨年度に引き続き、補助金本来の目的を鑑み、英断された事業であると評価する。町財政の健全化にもつながり、あわせて、公金補助の意味を再確認できることは、教育委員会及び各団体にとって、今後の事業運営のあり方に繋がるものであると考える

その他に、事業の中止・見送りによる「団体補助金の返戻」「スポーツセンター運営支援事業」と、「新型コロナウイルス感染症対策事業」「学校行事等感染予防対策事業」「感染予防対策事業」を実施し、業務負担増ははかりしれないが適正な実施をされた。

【資料編】

忠岡町教育大綱

平成28年2月26日策定

教育の基本方針

『小さくてもキラリと光る忠岡町』の実現に向け、本町への「誇り」と将来への「夢」と「志」を持った子どもたちの育成に努めます。また、生きがいを持って生涯学び続ける心身ともに健康な町民の育成に努めます。

1. 就学前教育の充実に努めます

- ① 就学前の子どもたちの健やかな育成のための質の高い教育、保育に努めます。
- ② 子育て支援の充実にめざし、幼・保の一元化を推進します。

2. 保護者や地域に信頼される学校づくりに努めます

- ① 基礎的・基本的な学力の定着を図るとともに、自ら学ぶ姿勢や意欲を育てる学習指導を推進します。
- ② あらゆる教育活動を通じて、豊かな人間性や社会性を育む道德教育と人権に対する正しい理解や感覚を向上させる人権教育を推進します。
- ③ 児童・生徒の体力向上のための取組みを充実させるとともに、学校と家庭が連携しての児童・生徒の基本的生活習慣の定着に努めます。
- ④ 児童・生徒の栄養補完や子育て支援を図るため、安心・安全な給食を提供します。また、学校給食を通して食に関する指導を充実します。

3. 学校外の子どもたちの学びを支援します

- ① 世界に羽ばたく人材を育成するため、子どもたちに英語にふれあえる機会を提供します。
- ② 学校外で子どもたちが基礎的・基本的な学力の定着を図れる機会を提供します。

4. 家庭や地域の教育力向上を支援します

- ① 子どもたちの生活習慣と学習習慣の定着やしつけ、豊かな情操を培うため、家庭の教育力向上を支援します。
- ② 関係の諸機関、諸団体と連携して地域とともに子どもたちの健やかな成長に努めます。

5. 生涯学習、生涯スポーツ等の充実に努めます

- ① 町民一人ひとりが、生涯にわたって自らの興味や関心に基づき、さまざまな学習活動に取り組めるよう、学習機会や情報の提供を図ります。
- ② 多くの町民がスポーツ・レクリエーション活動に積極的に参加できるように努めます。

忠岡町教育基本方針（令和3年度学校園における指導の方針）

これからの忠岡の教育

(1) 子ども像 「未来を拓く心豊かな子」

- 未来に夢や希望を持ち、自ら考え判断し、自らの言動に責任を持って行動できる。
- あたたかい人間愛の精神にあふれ、感謝と思いやりの心で行動ができる。
- 生涯をとおして自ら学び続ける力が身に付いている。

(2) 教育像 「子どもを大切にした豊かな人間性と創造性をはぐくむ教育」

一人ひとりを大切にした個に応じた指導・支援により、子どもが確かな学力を身に付け、豊かな人間性と創造性をはぐくみ、学ぶことの喜び、発見することの感動等を味わうことができる教育活動を展開する。

(3) 学校像 「あいさつがひびき合う学校」

「ともに学び、ともに育つ学校」

「地域に信頼される開かれた学校園づくり」

学校は、安全で楽しい場所であり、そこに通う子どもたちが笑顔で言葉を交わし、人間関係を深める空間であり、どの子もかけがえのない一人の人間として存在感を味わい、また、互いを尊重することを学び、自己実現の喜びを感じることができる場でなければならない。

また、学校は家庭・地域としっかりと連携し子育てをすすめるために、家庭や地域と協働し、学校の理念や教育活動の現状について情報を発信しなければならない。そして、家庭や地域、関係機関の意見を積極的に学校経営の改善に生かすよう努める。

(4) 教職員像 「子どもとともに輝く教職員」

- 広い視野を持ち、教職員として使命感と自覚に基づき、職務を遂行し、子ども・保護者・地域との信頼関係を構築することができる。
- わかる授業をすすめる専門的知識・技能や指導力を持ち、各学校の教育目標の具現化に努める。
- 人間の成長・発達への深い理解と教育的愛情をもち、子どもから学び、子どもを思いやることができる。
- 人権に関する深い識見と知識に基づいた実践力をもち、人権教育を推進する。

子どもに付けたい力

幼稚園

幼稚園においては、家庭との連携を図りながら、生涯にわたる人間形成の基礎を培うとともに、遊びを通して「生きる力」の基礎を育成することが大切である。

- あいさつができる
- 自分のことが自分でできる
- 友だちとなかよく遊ぶことができる
- 多様な体験を通して、身近な事象への興味・関心を持つことができる。

小学校

小学校においては、児童の生きる力をはぐくむため、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、自ら学び自ら考える力の育成を図る。また、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。そのためにも、家庭や地域社会との連携を図り、様々な体験活動を通して豊かな心の育成を推進することが大切である。

- あいさつ等を通して、人とのかかわりを結ぶことができる
- 善悪の判断ができ、進んでよりよい行動をとることができる。
- 自分の思いを相手に伝え、相手の思いも大切にできる。
- 自ら学び自ら考えることができる。

中学校

中学校においては、生徒の生きる力をはぐくむため、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、自ら学び自ら考える力の育成を図るとともに、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。また、生徒が家庭や地域社会との関わりを見つめ直し、人間としての生き方について自覚を深めることができるよう、様々な体験活動を通して豊かな心の育成を推進することが大切である。

- 相手の考えを理解するとともに、自分の考えも豊かに表現できる。
- 集団や社会の一員としての自覚と責任をもち、自他共に尊重した行動をすることができる。
- 自ら学び自ら考え、将来へのめあてをもって生き抜くことができる。

特別重点 新型コロナウイルス感染症に係る対応

新型コロナウイルス感染症について長期的な対応が求められるところであり、各学校園においては、感染及びその拡大のリスクを低減したうえで、幼児・児童・生徒の学びを保障していく必要がある。

その際には、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別等が生じないようにするとともに、教職員に負担がかかることのないよう十分留意すること。

(ア) 大阪府作成の「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（市町 村立 学校園版）」を参考に、学習活動や学校行事、学校生活における様々な場面（給食や休み時間、清掃時等）、部活動等において感染症対策に努めること。また、感染するリスクはだれにでもあるということを踏まえ、学校園において感染が確認された際に適切に対応できる体制を構築すること。併せて、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、常に対策及び体制について見直しを図ること。

(イ) 「新しい生活様式」を取り入れた学校生活等、これまでとは違う環境のなかで、様々なストレスにさらされている幼児・児童・生徒一人ひとりの心身の状況把握に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症への不安や経済状況の悪化等による家庭環境の変化等によって、様々な思いや悩みを持つ幼児・児童・生徒に対して、保護者や専門家（スクールカウンセラー等）、関係機関と連携しながら、教職員全体で支えていくようにすること。

(ウ) 新型コロナウイルス感染症に関わって、感染者や医療従事者、その家族等に対する偏見や差別につながるような行為は明らかな人権侵害であり、断じて許されないことであるから、偏見や差別を許さない人権が尊重された教育の推進に努めること。その際、新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識と理解を深める学習や、いじめを起こさないための集団づくり等を一層充実させること。

1 学力向上への取組み

「全国学力・学習状況調査」等の結果を受け、次の2点を指導の重点項目とする。

【忠岡町重点目標】

1. 「授業の構造化」を通し、授業改善を図る
2. 自学・自習を進めることにより、家庭での学習習慣を確立する

〈1〉各学校における特色づくり及び学習内容の充実

- (1) 個に応じた指導を通して、「確かな学力」の育成を図るため、学年ごとの到達目標や評価規準を明確にし、児童・生徒の学習状況を詳細に把握、分析し、その成果と課題に即した取組みを着実に進めるように努めること。
「全国学力・学習状況調査」等に関する調査の結果等を踏まえ、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、予測できない変化に主体的に向き合い、自らの可能性を発揮しようとする態度を養うこと。
また、その学力向上策や取組み、効果については積極的に公表するよう努めること。
- (2) 学習指導要領に示されている各教科等の内容を確実に実施すること。
- (3) 学校教育計画を立てるに当たっては、自校の特色を踏まえた教育目標を具体的に設定し、教育効果を高めるため、指導と評価の一体化を図るとともに、目標に準拠した評価の適切な実施を図ること。また、その際、児童・生徒の成長の様子が十分に伝わるよう保護者、地域等に対し学校教育計画やその達成状況について積極的に情報提供するよう努めること。
- (4) 教育課程の編成については、学習指導要領に則して適正に行うこと。その際、各校の特色を踏まえた具体的な教育目標を設定するとともに、その実現に必要な教育内容を教科等横断的な視点で組み立てること。また実施に当たっては、「確かな学力」の育成と主体的に学習に取り組む態度を養う観点から、個に応じた指導を一層推進するとともに、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善と各校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うこと。
- (5) 児童・生徒の実態や指導のそれぞれの場面に応じて、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導など、個に応じた指導の工夫・改善に努めること。少人数指導については、配置の趣旨を十分踏まえた活用を行い、児童・生徒の学習達成度を把握し、効果検証に努めるとともに、その結果をいかし、指導方法の工夫改善を図ること。

- (6) 児童・生徒一人ひとりの心に響く取組みを行うために、日常の児童・生徒の様子
の観察や本人・保護者とのコミュニケーション等を通して状況を把握し、教職員間
での情報共有を図ること。また、全教職員が、正しい子ども理解と児童・生徒との
信頼関係に基づく、一致協力した指導体制を築くことで、組織的に対応すること。
- (7) 学校教育の活性化を図り、多様な体験活動をとおして「生きる力」をはぐくむた
めに、優れた知識・技能と社会経験を持つ学校外の地域人材等を積極的に活用し、
地域の教育力を有効に生かすこと。
- (8) 「総合的な学習の時間」については、探究的な学習を重視するとともに、教科等
横断的な視点で時候の教育目標と関連付けた計画を作成すること。
- (9) 小学校中学年では外国語（英語）を使って伝え合う体験を通して、相手に対する
理解を深めたり、自分の思いを伝えたりして、外国語（英語）で伝え合えた満足感
や達成感を味わわせるようにすること。その際、決められた表現を使った単なる反
復練習のようなやり取りではなく、伝え合う目的があるコミュニケーション場面を
設定するようにすること。
また、高学年において、「読むこと」「書くこと」を指導する際には、「十分に音声
で慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現」について活動を行うようにすること。
なお、評価を行う際には、インタビュー（面接）、スピーチ、簡単な語句や文を書く
こと、活動の観察、ペーパーテスト等、多様な評価方法から、的確に評価できる方
法を選択するようにすること。
- (10) 中学校外国語（英語）教育では、授業は英語で行うことを基本とし、「CAN-DO
リスト」等の明確な達成目標のもと、4技能をバランスよく指導するとともに、実
際のコミュニケーションにおいて活用できる技能を身に付けられるよう、授業改善
を推進すること。また、英語を使って情報や自分の考えを話したり書いたりして伝
え合う活動の充実を図るため、コミュニケーションを行う目的や場面、状況などを
意識しながら、即興でやり取りをする活動を重視すること。
- (11) 中学校の保健体育における体育分野について、特に「武道」の指導に当たっては、
生徒の技能の段階に応じた指導をするとともに、施設や用具等の安全点検を行うな
ど練習環境に配慮すること。
- (12) 「1人1台端末」などのICT環境は、鉛筆やノート等の文房具と同様に教育現
場において不可欠なものになることを強く意識し、すべての教員が1人1台環境を
効果的に活用した授業等に積極的に取り組み、教員のICT活用指導力を向上させ
るよう努めること。

- (13) 小学校におけるプログラミング教育では、体験を通して「プログラミング的思考」を育み、コンピュータ等を必要に応じて活用しながら問題を解決しようとする態度を育むこと。
- (14) 自他の権利を尊重し、自分の行動に責任を持つことや、情報を正しく安全に利用できること、情報機器の使用による健康との関わりを理解することなど、児童・生徒の情報モラルの育成に努めること。
- (15) 「第4次大阪府子ども読書活動推進計画」の趣旨を踏まえ、子どもへの読み聞かせや、本と出会う機会の拡充に努め、発達段階に応じた子どもの読書環境を整えること。学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）を積極的に活用し、さらなる学校図書館の機能強化をはかること。

〈2〉校種間の連携強化

- (16) 幼稚園・小学校・中学校など異なる校種間での学校園行事や幼児・児童・生徒間の交流、指導方法の工夫・改善等について教職員の連携を図ること。
- (17) 義務教育9年間の育ちを見通した教育課程の編成、並びに指導計画の立案及び実施を図ること。その際、教員相互の協働関係が構築できるように努めること。
また、これまで小・中学校個別に定められていた目標を、義務教育全体の目標として定めた学校教育法の趣旨を踏まえ、一層、小・中学校間の連携を推進すること。
- (18) 異なる校種間において、個人情報保護等の観点に留意しつつ、生徒指導や学習指導の深化・充実につながるような連携を深めること。
- (19) 児童が安心して小学校に入学し、安定した学校生活の中で、基本的な生活習慣を身につけ、確かな学力や豊かな心・社会性をはぐくむことができるよう、保育所や幼稚園等と小学校の連携を一層促進すること。

〈3〉幼児教育の充実

- (20) 幼児期は、人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、幼児期から児童期、青年期へと続く子どもの発達を見通し、子どもの豊かな心や生きる力の基礎を培うため、基本的人権の尊重を基盤として、地域の実態や幼児の成長発達に即した教育を推進すること。
- (21) 幼稚園教育要領に基づく教育内容の充実に努め、保育所、小学校等との交流や連

携に積極的に取り組むこと。

また、集団の中での人間的なふれあいによる園児の成長を促進し、3年間を見通した教育課程の編成及び指導計画の立案・実施を図ること。

(22) 幼稚園における遊びを中心とした総合的な指導が小学校での指導に一貫性を持ってつながるよう、交流の充実を図ること。

(23) 幼稚園と保育所は同じ地域の就学前の幼児を教育する立場から、互いに意見・情報を交換することによって保育内容の相互理解を図るよう努めること。

(24) 小・中学校と連携し、また、巡回相談等を活用しつつ、支援の必要な教育的ニーズを持つ幼児への支援について情報を共有化し、幼児教育段階での適切な支援を充実すること。

2 子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ

〈1〉心の教育の充実

(25) 児童・生徒の豊かな人間性をはぐくむために、道徳科を要とし、各教科、総合的な学習の時間、特別活動、生徒指導などとの関連を図りながら、計画的、発展的に道徳教育を実施し、充実を図ること。

また、教職員と児童・生徒及び児童・生徒相互の人間関係を深めるとともに、道徳科の授業公開や地域の人々の参画などによって、家庭や地域社会との連携を図りながら、ボランティア活動や自然体験活動などの豊かな体験を通して児童・生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮すること。

(26) 学校が一体となって道徳教育を進めるため、道徳教育推進教師を位置付け、全教員が参画する体制を具体化すること。

また、道徳科と各教科、特別活動及び総合的な学習の時間との関連を踏まえた道徳教育の全体計画及び道徳科の年間指導計画については、校長の方針のもと、道徳教育推進教師を中心に、全教職員による共通理解のもとで作成すること。作成に当たっては、児童・生徒や地域の実態、学校の特色等を考慮し、重点事項を定め、各教科等との関連を図ること。

(27) 道徳教育の指導に当たっては、児童・生徒が道徳的価値を自分事とし、多面的・多角的に考えたり、議論したりすることにより、自己や人間としての生き方について考えを深める学習を行うよう指導すること。その際、問題解決的な学習や体験的な学習などを通して、様々な場面において、適切な行為を主体的に選択し、実践できるような資質・能力を育てるように努めること。

- (28) 児童・生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し指導に生かすよう努めること。また、各校においては、児童・生徒の成長を認め励ます個人内評価を行うこと。

〈2〉人権尊重の教育の推進

- (29) これまでの同和教育の経験や成果を生かし、同和問題（部落差別）をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて校内組織体制を整備して人権教育を推進するとともに、生徒指導等において支援を要する幼児・児童・生徒に対して人権尊重の視点に立って、関係機関や専門家とも連携し、組織的な指導に努めること。

あわせて、すべての教職員が、人権に関する知的理解を深め、人権感覚を身に付けるための研修を組織的・計画的に進めること。

また、幼少期から生命の尊さに気付かせ、お互いを大切にする態度や人格の育成等をめざす人権基礎教育に取り組むこと。

- (30) 児童虐待の防止に当っては、教職員一人ひとりが平素から学校の教育活動や家庭訪問を通して、幼児、児童、生徒や家族への関わりを深め、早期発見に努めること。虐待を発見した場合やその疑いがある場合には、子ども家庭センターまたは忠岡町要保護児童対策地域協議会へ速やかに通告し、連携をとりながら対応すること。その際、学校として組織的に対応するとともに継続的な連携を図ること。

- (31) 児童虐待を受けた、または受けたと思われる子どもが安心して学校生活を送れるよう、教職員間での情報共有を行うとともに、必要に応じてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家や福祉機関と連携して、継続的な支援に努めること。

- (32) 進学・転学の際の学校間の情報共有については、ケース会議の開催等により、伝達する内容に漏れがないよう整理した上で、対面・電話連絡・文書等による学校間での引継ぎを行うこと。その際、引き継ぐ情報については、個人情報保護に十分に配慮すること。

- (33) 差別事象等の人権侵害が生起した場合には、教育委員会と速やかに連携を図り、機を逸することなく学校として組織的に対応すること。その際、差別等を受けた幼児・児童・生徒の人権を擁護することを基本とし、あわせて、関係した幼児・児童・生徒の背景や要因をはじめ事実関係を的確に把握・分析し、明らかとなった教育課題の解決には最大の努力を払うこと。

また、校長を中心とした人権侵害を許さない学校体制づくりに努め、教職員が差別事象等の人権侵害を見逃さない感覚を高めること。

- (34) 学校・家庭・地域との連携を図りながら、PTA活動等においても、人権意識の高揚に努めること。

〈3〉障がいのある子ども一人ひとりの自立の支援

- (35) 障がいのある児童・生徒等一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な指導及び必要な支援が効果的に行われるよう、校内委員会の適切な運営等、各学校園等における総合的な支援体制の整備・充実をより一層図ること。「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年4月1日施行）」を踏まえ、合理的配慮について適切に対応すること。

- (36) 各学校園では、全校的な協力体制のもと、発達障がいのある幼児・児童・生徒に対する正しい理解を深めるとともに、適切な指導及び必要な支援が効果的に行われるよう、教育活動を展開すること。

- (37) 各学校では支援学級と通常の学級の交流の場を積極的に設け、児童・生徒の相互理解を推進すること。また、幼稚園・小学校・中学校との連携を進め、好ましい人間関係の育成に努めるとともに、支援学校等との交流連携も推進すること。

- (38) 各学校園において、障がいのあるすべての幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や、乳幼児期から学校卒業後までを見通した一貫した支援が組織的、計画的に行われるよう、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、活用すること。

作成・活用にあたっては、本人や保護者の参画のもと、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に向け、校内で共有を図るとともに、校種間ではもとより医療・福祉・保健・労働等の関係機関との連携を図ること。

なお、作成については、支援学級に在籍する児童・生徒や通級による指導を受ける児童・生徒の全員について「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成すること。また、通級による指導を受けていない通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童・生徒の指導に当たっては、作成・活用するように努めること。

- (39) 幼児・児童・生徒の発達段階の連続性を踏まえた指導・支援が適切に引き継がれるよう、日頃から校種間や関係機関における連携を深め、「個別の教育支援計画」の引継ぎが確実に行われるよう努めること。

- (40) 通常の学級には発達障がい等支援を必要とする児童・生徒が在籍していることを前提に、全ての教科等において困難さに対する指導の工夫の意図や手立てを明確にした指導・支援の充実を図ること。

あわせて、ユニバーサルデザインによる授業づくりや集団づくりの取組みを学校

全体で積極的に進めるとともに、支援教育コーディネーターを活用し、組織的に教育活動を展開すること。

- (41) 支援教育コーディネーターをはじめ、幼稚園・小学校・中学校の支援学級担当者等を中心に各学校園が連携し、相互に研鑽を深めながら、より充実した支援教育の実施に努めること。
- (42) 卒業後の進路については、高等学校や支援学校に加え、知的障がいのある生徒が高等学校で学ぶ「知的障がい生徒自立支援コース」及び「共生推進教室」や「職業学科を設置する知的障がい高等支援学校」等、幅広い進路選択が可能であることから、その内容が生徒・保護者に十分伝わるよう、できるだけ早い時期から、様々な機会を通じて、適切な説明や情報提供に努めること。

〈4〉生徒指導の充実

- (43) 増加傾向にある携帯電話等でのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や無料通話アプリ等を介したネット上のトラブルや誹謗中傷の書き込み等の課題解決に対しては、児童・生徒への指導に加え、保護者への啓発活動等を行うよう指導するとともに、必要に応じて「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」と連携し対応すること。
- (44) 携帯電話等への依存からの脱却を図るため、小・中学校への児童・生徒の携帯電話等の持ち込みについては原則禁止とすること。ただし、児童・生徒の登下校時における安全の観点等特別やむを得ない事情から、保護者より申請があり、校長が携帯電話等の学校への持ち込みを必要と認める場合は、教育活動に支障が出ないように工夫すること。
さらに、家庭でのルールづくり等、保護者への啓発及び被害・加害から児童・生徒を守るための支援体制の確立を行うとともに、児童・生徒に携帯電話等の有用性・危険性を理解させるとともに、正しくネットを使い、適切な使用時間を守るなど、自ら対処できるよう指導すること。
- (45) いじめは、重大な人権侵害事象として根絶すべき教育課題であり、児童・生徒が自ら尊い命を絶つ可能性もある深刻な問題である。学校においては「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 9 月 28 日施行）や「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定、平成 29 年 3 月改訂）、「忠岡町いじめ防止基本方針」（平成 31 年 1 月策定）の趣旨を踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分認識すること。また生徒指導体制の充実を図りその防止に努め、学校のあらゆる教育活動を通して、社会生活を営む上での倫理観や規範意識・ルールなどを確実に

身に付け、児童・生徒自らが課題を解決するための問題解決力の育成を図るため、全校的な生徒指導体制の確立に努めること。

さらに、いじめが生じた際には、「いじめは絶対許されない」との強い決意のもと対応するとともに、いじめられた児童・生徒の立場に立ち適切に対応すること。いじめを認知した際は、組織的な対応により確実な解決を図るよう努めるとともに、町教育委員会に直ちに報告すること。

(46) 問題行動や少年非行の未然防止及び早期発見、早期解決を図るため、全教職員が一致協力した生徒指導体制の確立に努めること。さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用し、教育相談機能の充実を図るとともに小・中学校間をはじめ、子ども家庭センターや警察、少年サポートセンター等の関係機関を含めたケース会議を実施するなど連携を図り、多面的、総合的に取り組むこと。

(47) すべての児童・生徒が元気に登校できるように、子どもや家庭についての理解を深め、実態に合わせた適切な支援を行うこと。そのため、各ボランティア等を含めた機動的で組織的な幼・小・中連携を積極的に進めつつ、各学校での校内支援体制を充実させること。

〈5〉進路指導・キャリア教育の充実

(48) 進路指導に当たっては、生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自らの意志と責任で進路を選択決定する能力・態度を身につけることができるよう、指導・援助すること。

(49) 高等学校等への進学指導は、合同説明会や体験入学などへ参加するように指導するとともに、高等学校等の特色などについての情報を生徒・保護者へ積極的に提供するなどして、生徒が将来を展望し、主体的に進路選択できるよう支援する観点で行うこと。

また、府内における公立高等学校入学者選抜制度の変更、府立高等学校の特色づくり、高等学校再編整備の状況、高等学校の授業料無償化に係る法律の改正、厳しい就職状況等、中学校卒業時の進路選択に係る状況が大きく変化していることから、進学や就職に関する情報の収集・提供に努め、学校における進路ガイダンス機能の充実を図ること。

(50) 児童・生徒が、目標を持ち、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的に自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけていくことができるよう、キャリア教育の充実を図ること。

- (51) 幼児期の教育から高等学校教育への連続性も視野に入れ推進するとともに、教育活動全体を通じて、キャリア教育の視点で学校教育活動を充実させること。
- (52) 児童・生徒が自信や自己有用感を持ち、自らの生き方についての夢や希望を育むこと。
- (53) 教職員が考えるキャリア教育で育みたい力を児童・生徒が理解し、自分の成長や変容を自己評価するための振り返る活動を計画的に取り入れるよう工夫すること。その際、小学校から高等学校までの学びのプロセスを振り返って蓄積することができるポートフォリオ的な教材（「キャリア・パスポート」）等を作成し、活用すること。
- (54) 職場体験の取組みを実施する際は、働くことの意義や目的の理解を深め、進んで働こうとする意欲や態度などを育成するよう指導すること。
- (55) 生徒が家庭事情や経済的理由による進学を断念することなく、自らの能力や適正等にあった進路を主体的に選択できるよう、教職員自らが奨学金制度等の理解に努め、進路指導の充実を図ること。

〈6〉国旗・国歌の指導

- (56) 国際化の進展に伴い、日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育てるとともに、国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくために、国旗及び国歌を尊重する態度を育てること。
- (57) 入学式や卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱をはじめとし、小学校学習指導要領において、国歌の指導について「いずれの学年においても歌えるよう指導すること」と定められていることを踏まえ、いずれの学年においても音楽の年間指導計画に位置付け、適切に指導すること。

3 学校・家庭・地域の連携と安全で安心な学校づくり

〈1〉子どもの安全確保及び 危機管理体制の充実

- (58) 子どもの命が脅かされる事象が生起していることを踏まえ、授業中はもとより、登下校時、放課後、長期休業中の登校日等において必要な措置を講じ、学校園内外における幼児・児童・生徒の安全確保及び学校園の安全管理に努めること。
- (59) 学校教育活動全体を通して安全・衛生管理に関する指導の徹底を図り、感染症・

食中毒の予防及び熱中症・アナフィラキシーショック等の事故防止に努めるとともに、屋外での活動中における集中豪雨、落雷等の自然災害に十分に注意し、万一の場合の対応が適切に行えるよう体制を整えること。

加えて、教職員の連絡・配備体制について日頃から周知徹底を図るとともに、災害及び万一の事件・事故が発生した場合、教職員としての自覚のもと、的確に行動できるための学校独自の危機管理マニュアルの見直しや様々な事態を想定した実践的な訓練を行うこと。

また、万一の心肺停止に備え、すべての教職員がAEDの使用を含めた心肺蘇生法を実施できる体制を整えること。

(60) 安全管理についての点検や暴漢等の侵入者に対する連絡・配備体制を確立し、幼児・児童・生徒の安全確保に努めるとともに、学校園の防犯対策のための施設・設備の整備に努めること。

(61) 6月を「子どもの安全確保推進月間」、6月8日を「学校の安全確保・安全管理の日」として、幼児・児童・生徒の安全確保に向けた取組みを点検し、その強化を図ること。

(62) 保護者や学校支援のボランティア、地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体となった幼児・児童・生徒の安全確保のための方策を講じるよう努めること。

また、地域と連携しながら「安全マップ」を作成するなど、幼児・児童・生徒が危機回避能力を身につける取組みを進めること。

(63) 警察等と連携して「防犯教室」を開催するなど、幼児・児童・生徒の啓発に努めること。

(64) 学校給食の安全・衛生管理体制の徹底を図ること。

(65) 食物アレルギー等を有する児童・生徒等に対しては、校内において、校長、学級担任、養護教諭、栄養教諭、学校医等による指導体制を整備し、保護者や主治医ならびに消防署との連携を図りつつ、可能な限り、個々の児童・生徒等の状況に応じた対応に努めること。

〈2〉健康教育の充実と体力づくりの推進

(66) 学校の教育活動全体を通じて、健康教育、体力づくりに組織的・計画的に取り組むとともに、家庭や地域との連携を図ること。また、学校保健委員会を組織し活性化を図ること。

- (67) 子どもの体力が低水準で推移していることから、体を動かす時間を多く確保し、各学校の状況や子どもの実態に応じ、学校全体で体を動かす時間を設定するなどの工夫をすること。
- (68) 各学校において、家庭と十分連携して、調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠といった「健康3原則」の理念に基づき、児童・生徒等が自ら健康を保持増進していくことができる実践力を身に付けるための健康教育を充実すること。
- (69) 食に関する指導に当たっては、「食に関する指導の手引」等を参考に、推進する組織を明確にするなど、各学校で食に関する指導の全体計画を作成し、学校教育全体を通して実施すること。その際、学校・家庭・地域が連携した取組みを推進するとともに、全教職員が連携・協力し、望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度の育成に努めること。
- (70) 学校における体育活動中の事故防止対策等について、必要に応じて見直すとともに、適切な対応がなされるよう、学校全体で指導の徹底を図ること。
- (71) 熱中症予防については、こまめに水分や塩分を補給し、休息を取るとともに、児童・生徒への健康観察など健康管理を徹底すること。その際、「熱中症予防のための運動指針」等を参考とし、活動の中止や延期、見直し等も含め、適切に対応すること。

4 学校運営体制の確立と教職員の資質向上

〈1〉学校運営体制の確立と開かれた学校づくり

- (72) 校長は学校の将来像を描き、そのための経営方針や教育目標等を教職員に周知し共有化を図り、校内各組織の活性化に努め、授業をはじめ学校の教育活動全般にわたり現状を把握し、学校運営における組織的な取組みを推進すること。学校のめざす目標等について保護者等に積極的に発信するとともに、機動的な学校運営体制の構築については、課題に対し適切かつ迅速に対処できるよう、府の制度等を有効に活用すること。
- (73) 校長がリーダーシップを発揮し、地域連携や情報公開、情報管理、危機管理等の新たな課題に対応して、担当者を校務分掌に位置付けるなど、校内組織体制の見直しを図ること。また、教職員が児童・生徒に対する指導の時間をより一層確保する観点から、機能的な学校運営に努めること。
- (74) 学校で作成される様々な文書や個人情報について、個人情報保護法の趣旨を踏まえ、電子情報も含めた公文書の適切な情報管理及び個人情報の保護のために組織的

に取り組むこと。また、個人情報の適切な取り扱い、管理・保管についての研修を深め、個人情報の保護の重要性について教職員一人ひとりの意識の向上を図ること。

(75) 学校教育自己診断と学校協議会等を関連させて学校運営の改善に積極的に活用するとともに、学校教育自己診断の結果や学校協議会等の協議内容等について、学校便り等により積極的に情報発信すること。

(76) 地域の特色を生かし、学校・家庭・地域が協働の関係をめざしながら、すこやかネット等地域社会をあげて子どもの健全育成に向けた取組みを円滑に、より効果的に推進すること。

〈2〉教職員の資質向上及びサービスの徹底

(77) 教職員は教育に携わる公務員としての責務を自覚し、地域の信頼に応えられるよう、児童・生徒に敬愛される豊かな人間性を培うとともに、社会の変化に対応するための知識・技能や国際社会で必要とされる資質能力等の向上を図ること。

(78) 校長は、教職員が日々の研究と修養のため、相互に資質を高めあう職場環境づくりに努めるとともに、国や府における新たな動きや学習指導要領の趣旨、各学校における課題等を踏まえ、校内研修の充実を図ること。その際、明確な研修目標の設定及び研修の計画的な実施に特に留意すること。

(79) 初任者をはじめとする教職経験年数の少ない教員の育成に当たっては、組織的・継続的な育成ができる校内体制づくりに努めること。

その際、学習指導や生徒指導等の指導面のみならず、公教育に携わる者としての資質向上を図ること。また、初任者をはじめとする教職経験年数の少ない教員の課題に応じ、きめ細やかな教育相談の実施のための指導助言等、適切な個別支援を行うこと。

さらに、今後の社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員の組織的・継続的な育成を図る。

(80) 教員免許更新制について、教職員に理解促進を図り、免許状更新講習の受講漏れが無く、必要な手続きが期日までに確実に行われるよう適切な情報提供及び指示を行うこと。

(81) 教職員は、常に人権意識を持って生徒指導に当たること。特に、いじめは重大な人権侵害事象であることを踏まえ、被害の子どもの立場に立った適切な指導を行うこと。また、教職員間及び幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントについては、重大な人権侵害であるとの認識のもと、その未然防止のための学校体

制を確立すること。

万一、セクシュアル・ハラスメントが生起した場合には、被害者の人権・プライバシーを尊重するとともに、二次被害の発生防止に努めること。また、校長は教育委員会と速やかに連携を図り、事象の解決と、被害者の心のケアに努めること。

(82) 体罰は法的に禁じられているばかりでなく、児童・生徒の人権を著しく侵害する行為であり、いかなる場合においても絶対に許されないことである。「体罰防止マニュアル（改訂版）」、等を活用しながら研修を行うとともに、児童・生徒の人権に配慮した生徒指導を確立すること。

(83) 「指導が不適切である」と思われる教員の指導力向上のために、教員評価支援チームや府教育センターの相談・支援機能を積極的に活用すること。

〈3〉働き方改革

(84) 長時間勤務の縮減に向けて、定時退庁に努めるとともに遅くとも午後7時までに全員退庁するものとする「全校一斉退庁日」の少なくとも週1回の設定、及びノークラブデー（部活動休養日）の明確化に取り組むこと。

(85) 各校の特色や状況に応じた長時間勤務の縮減に向けた取組みの促進について適切に対応すること。

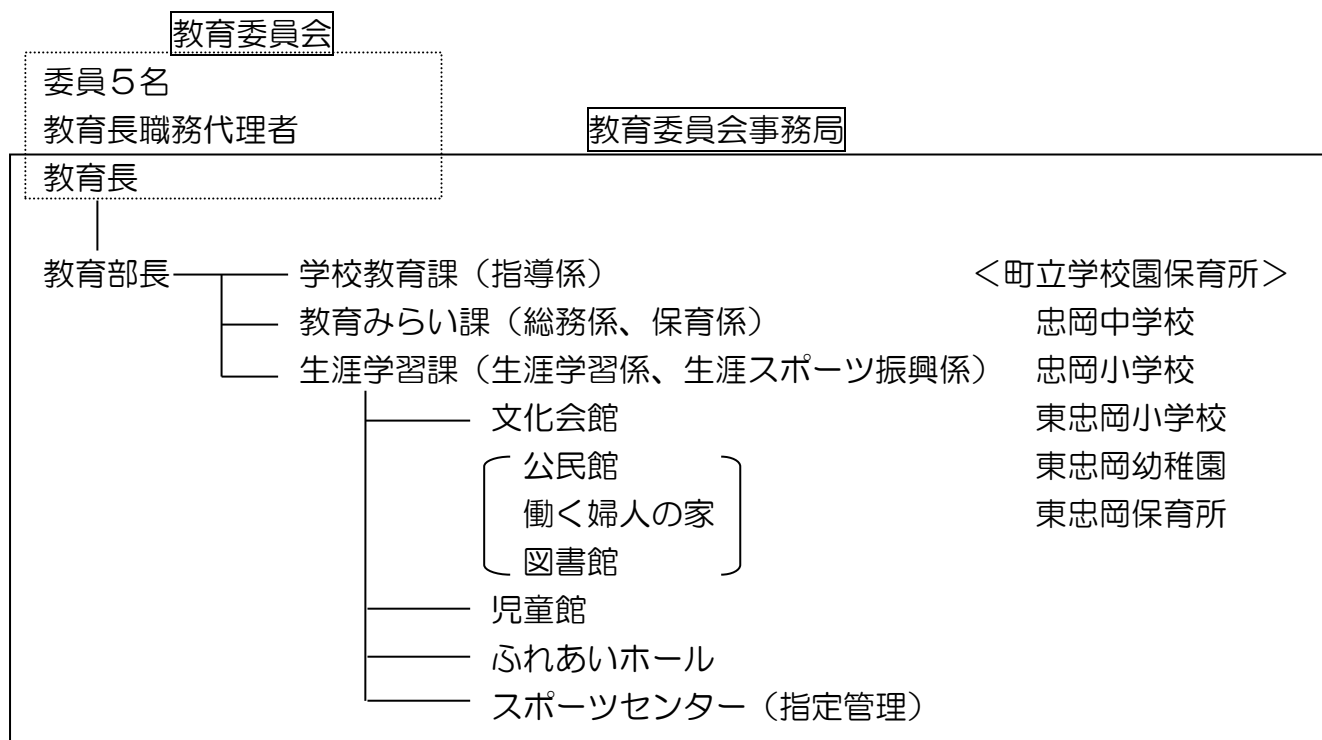
(86) ストレスチェック制度を個人情報の管理及び保護に留意しつつ、適切に実施すること。また、実施に当たっては、本制度の趣旨である「メンタルヘルス不調の一次予防の強化」について職員に周知徹底するとともに、受検勧奨に努めること。

〈4〉部活動の在り方

(87) 「忠岡町立学校における部活動の在り方に関する方針」等に則り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むよう指導すること。

教育委員会の組織と事務局

(令和4年4月1日現在)



教育委員会事務局事務分掌

教育みらい課

総務係

- ①学級編制に関すること。
- ②生徒及び児童の就学に関すること。
- ③教科用図書との給与事務に関すること。
- ④生徒、児童及び教職員の保健並びに独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。
- ⑤学校給食に関すること。
- ⑥教育統計及び調査に関すること。
- ⑦忠岡町教育委員会（以下「委員会」という。）の会議及び委員に関すること。
- ⑧委員会の規則の制定及び改廃に関すること。
- ⑨委員会に対する請願及び陳情に関すること。
- ⑩儀式及び表彰に関すること。
- ⑪公告式及び教育の広報に関すること。
- ⑫職員（府費負担職員を除く。以下同じ。）の人事及び給与に関すること。
- ⑬公印の保管に関すること。
- ⑭学校教育機関の設置、廃止及び施設管理並びに整備に関すること。
- ⑮教材教具その他の設備整備に関すること。
- ⑯学校その他の教育機関の用に供する財産の管理に関すること。

- ⑰他の所管に属さないこと。

保育係

- ①保育の実施に関すること。
- ②町立保育所の管理運営及び保育指導に関すること。
- ③民間保育所の運営指導及び保育指導に関すること。
- ④民間こども園の運営指導及び教育・保育指導に関すること。
- ⑤町立幼稚園の管理運営に関すること。
- ⑥町立幼稚園児の就園に関すること。
- ⑦就園奨励事業に関すること。
- ⑧園児の独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。
- ⑨地域の子育て支援に関すること。
- ⑩子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子どものための教育・保育給付に係る支給認定並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に関すること。
- ⑪子育て支援施策の調査、企画及び立案並びに子ども・子育て会議に関すること。
- ⑫町立幼稚園及び町立保育所の使用料の徴収及び収納に関すること。
- ⑬民間こども園及び民間保育所の使用料の徴収及び収納に関すること。
- ⑭その他就学前教育・保育に関すること。

学校教育課

指導係

- ①教職員の人事及び服務に関すること。
- ②教科用図書及び教材の採択及び取扱いの指導に関すること。
- ③学校教育及び幼稚園教育の指導及び助言に関すること。
- ④学校教育計画（教育課程、組織及び編成）の指導に関すること。
- ⑤学校教育における研究会、研修会等に関すること。
- ⑥特別支援教育に関すること。
- ⑦学校行事に関すること。
- ⑧教職員の指導及び研修に関すること。
- ⑨生徒指導に関すること。
- ⑩人権尊重の教育の推進に関すること。
- ⑪キャリア教育・進路指導に関すること。
- ⑫学校における健康教育及び安全教育に関すること。
- ⑬学校保健・食育に関すること。
- ⑭学校体育に関すること。
- ⑮学校支援本部事業に関すること。
- ⑯教育相談に関すること。
- ⑰学校教育についての専門事項に関すること。

- ⑫その他学校教育指導に関すること。

生涯学習課

生涯学習係

- ①生涯学習基本計画に基づく事業の推進及び総合調整に関すること。
- ②社会教育団体の指導、助言及び連絡調整に関すること。
- ③青少年指導員に関すること。
- ④文化財保護及び文化、芸能に関すること。
- ⑤社会教育資料の刊行及び配布に関すること。
- ⑥町史資料の保管に関すること。
- ⑦社会同和教育に関すること。
- ⑧人権啓発に関すること。
- ⑨生涯学習事業に関すること。
- ⑩教育コミュニティづくり推進事業に関すること。
- ⑪青少年の育成に関すること。
- ⑫放課後児童クラブに関すること
- ⑬放課後子ども教室に関すること
- ⑭各施設の管理運営に関すること。
- ⑮その他生涯学習に関すること。

生涯スポーツ振興係

- ①生涯スポーツ振興基本計画に基づく施策の企画及び推進に関すること。
- ②生涯スポーツ・レクリエーション活動の振興に関すること。
- ③社会体育関係団体に関すること。
- ④スポーツ推進委員に関すること。
- ⑤学校開放に関すること。
- ⑥各種体育施設の管理運営に関すること。
- ⑦その他スポーツ振興に関すること。

忠岡町教育委員会事務の管理及び執行の状況に関する 点検及び評価のための教育委員会評価委員設置要綱

（設置）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第2項の規定により、同条第1項の点検及び評価を行うにあたって教育に関し学識を有する者の知見の活用を図るとともに、事務事業の管理及び執行の状況についての透明性の確保と住民への説明責任を果たすため、忠岡町教育委員会教育事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価のための教育委員会評価委員（以下「委員」という。）を設置する。

（職務）

第2条 委員は、忠岡町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めに応じ、前条の点検及び評価を行うにあたり、意見を述べるものとする。

（組織）

第3条 委員は2人とする。

2 委員は、教育に対し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱した年度内とする。

4 委員は再任することができる。

（庶務）

第4条 委員の設置に付随する庶務は、教育みらい課において行う。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、教育委員会がこれを別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

忠岡町教育委員会事務事業点検・評価実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条の規定に基づき、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民への説明責任を果たしていくことを目的に、忠岡町教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価(以下「点検及び評価」という。)を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することについて、必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価の対象)

第2条 点検及び評価の対象は、忠岡町総合計画実施計画に掲げる教育委員会の事務事業とし、教育委員会が定めるものとする。

(点検及び評価の方法)

第3条 点検及び評価の方法は、次の方法により行うものとする。

- (1) 必要性、有効性及び効率性の観点から点検・評価を行うものとし、別表第1に定める評価基準表により、自己評価をするものとする。
- (2) 前号の自己評価を踏まえ、別表第2に定める総合評価表から今後の取組みの方向性として妥当であると思われるものを選択し、その理由、今後の方向性ととも示すものとする。

2 教育委員会は、点検及び評価の客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する者から評価の方法や結果について、意見を聴取するものとする。

(議会への報告及び公表)

第4条 点検及び評価の結果については、速やかに報告書を作成し、議会に報告するものとする。

2 公表は、議会報告後に行うものとする。

(委任)

第5条 この要領に規定するもののほか、点検及び評価の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1

評価基準	評価の視点	評価
必要性	・町が関与する妥当性はあるか。 ・町民ニーズはあるか。 ・時代の変化に適応しているか。	左記の内容について、5段階で自己評価を行う。
有効性	・目標どおりの成果がでているか。 ・他に類似事業はないか。 ・単位当たりコストは妥当か。	
効率性	・コスト削減の余地はないか。 ・負担割合は適正か。 ・最小の経費で最大の効果を挙げているか。 ・同種の事務事業を実施している自治体や民間企業と比べて手法は効率的か。	

別表第2

総合評価	理 由
S：拡 充	十分な事業水準にあり、かつ将来への必要度も高く、今後も拡充が必要
A：継 続	一定の事業水準にあり、今後も更なる効率化を図りつつも、現在の事業水準を維持
B：要検討	事業の必要性はあるが、その手法・執行体制等の課題を整理し検討が必要
C：要改善	課題が明確であり、今後、改善に取り組む必要がある
D：廃 止	事業を廃止（または休止）する